

中能登町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

策定：令和3年9月
変更：令和4年9月
変更：令和5年9月
変更：令和6年9月

石川県 中能登町

中能登町過疎地域持続的発展計画

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条の規定に基づき、本町においては、令和 3 年の一部過疎地域として旧鹿西町が指定を受け、令和 4 年 4 月に町内全域が指定を受けた。

このことを踏まえて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法第 8 条の規定に基づき、中能登町過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」という。）を定める。

目 次

1 基本的な事項	1
（１）本町の概況	
（２）人口及び産業の推移と動向	
（３）本町行財政の状況	
（４）地域の持続的発展の基本方針	
（５）地域の持続的発展のための基本目標	
（６）計画の達成状況の評価に関する事項	
（７）計画期間	
（８）公共施設等総合管理計画との整合	
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
（１）現況と問題点	
（２）その対策	
（３）計画	
（４）公共施設等総合管理計画との整合	
3 産業の振興	19
（１）現況と問題点	
（２）その対策	
（３）計画	
（４）産業振興促進事項	
（５）公共施設等総合管理計画との整合	
4 地域における情報化	26
（１）現況と問題点	
（２）その対策	
（３）計画	
（４）公共施設等総合管理計画との整合	
5 交通施設の整備、交通手段の確保	28
（１）現況と問題点	
（２）その対策	
（３）計画	
（４）公共施設等総合管理計画との整合	
6 生活環境の整備	32
（１）現況と問題点	
（２）その対策	
（３）計画	
（４）公共施設等総合管理計画との整合	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
8 医療の確保	43
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
9 教育の振興	45
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
10 集落の整備	50
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
11 地域文化の振興等	52
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
12 再生可能エネルギーの利用の推進	54
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
(再掲) 過疎地域持続的発展特別事業一覧表	56

1 基本的な事項

(1) 本町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

【中能登町全域】

ア 自然的条件

本町は、石川県の北半分を占める能登半島のほぼ中央に位置し、南は羽咋市、西は志賀町、北は七尾市、東は富山県氷見市と接し、海岸線を持たない内陸都市であり、県都金沢市からは約 50 km に位置している。

地勢は、邑知地溝帯を中心に平野部が七尾市から羽咋市まで広がり、その両翼を東側は石動山、西側は眉丈山の山が連なり、日本の原風景とも言える田園を取り巻く丘陵地の緑、潤いのある河川等の自然にも恵まれている。

町域は、総面積 89.45 km²、全県面積の 2.14% を占めており、田 16.62 km²、畑 2.42 km²、宅地 5.4 km²、山林 50.35 km²、その他 14.66 km² となっている。

気候は、比較的温暖で、平成 30 年～令和 2 年の七尾観測所によると、3 カ年の平均で、最高気温は 8 月、9 月で 36.9℃、最低気温は 2 月で -4.6℃、年間降水量は 1,968.6 mm であり、冬期、梅雨期及び秋雨前線活動期に多くなり、日本海型気候に属している。

イ 歴史的条件

本町には、古墳時代 4 世紀後半から 5 世紀初頭にかけて、小田中親王塚古墳や雨の宮古墳群といった大型古墳が築造されており、当時、能登の中心地であったことを物語っている。

奈良時代には、能登・越中の国境にそびえる石動山が神々の宿る山として信仰され、以来、山岳信仰の一大拠点となり、鎌倉末期には大宮坊を中心に 360 余坊、3,000 人の衆徒を抱えたといわれている。石動山は幾重にも重なる焼き討ちにあったが、時空を超えて平成 14 年に大宮防が復元されている。こうした歴史や文化を体験できる古墳や史跡が町内に点在しており、豊かな自然環境とともに、貴重な地域資源となっている。

また、明治・昭和の大合併の過程を経て鳥屋町・鹿島町・鹿西町が誕生し、合併特例法に基づく平成の大合併により、平成 17 年 3 月 1 日「中能登町」が誕生し、現在の町域が形成されたという歴史的経緯がある。

ウ 社会的条件

町内には、羽咋市から七尾市を結ぶ一般国道 159 号が町の中央部を縦断し、国道 159 号に並行するように、町の東西を一般県道七尾鹿島羽咋線、主要地方道七尾羽咋線がそれぞれ横断している。

一般県道七尾鹿島羽咋線は、邑知潟の東辺を通ることから「東往来」と呼ばれ、石動山系の山麓付近を通っている。古代より交通の要衝であり、能登街道および

内浦街道を構成していた。藩政期には、加賀、能登、越中を結ぶ重要な路線として利用され、沿線には二宮宿、高畠宿の2つの宿駅が発展し、集落が旧街道沿いに細長く分布している。

一方、邑知潟の西辺を通る主要地方道七尾羽咋線は「西往来」と呼ばれ、西側南北に、眉丈山系丘陵地の山裾付近を通っている。「東往来」同様古来より、交通の主要なルートとして利用されており、集落が旧街道沿いに細長く分布している。

主要道路に接続する、町道が町内の各地区を連結し、交通ネットワークを形成し、道路整備とモータリゼーションの進展に伴い、通勤、通学、通院、買い物など、住民の日常生活圏が拡大し、産業・経済活動も広域化してきている。今後さらに、地域一体となって連携を深め、特性や資源を生かした地場産業や観光の振興の展開を図る。

鉄道は、「東往来」と「西往来」の間を JR 七尾線が羽咋方面と七尾方面を結んでいる。町内に、金丸駅、能登部駅、良川駅、能登二宮駅の4駅があり、県都金沢市にある金沢駅から各駅までの乗車時間は、約1時間から1時間20分程度となっている。

公共施設の統廃合では、旧町ごとにあった3つの中学校を統合し、平成25年4月に中能登中学校を開校した。その後、鹿島地区の3小学校、越路・滝尾・御祖小学校を統合し、平成27年4月に鹿島小学校が開校した。

役場庁舎については、平成17年3月の合併時には分庁舎方式を採用し、旧3町の鳥屋・鹿島・鹿西庁舎を使用していたが、耐震性の問題や空き施設の有効活用の観点から、令和3年2月に鳥屋庁舎を総務庁舎として、また、鹿島・鹿西庁舎を廃止し、旧鹿西中学校を改修し、行政サービス庁舎として2つの庁舎に集約した。

エ 経済的条件

世界農業遺産に日本で初めて認定された「能登の里山里海」を背景に、豊かな自然環境に恵まれ、地理的条件から得られた資源（農産物、生産加工技術、自然・文化等）によって産業は発展し、本町の経済を支えている。町の基幹産業は農業と繊維産業であり、農業は稲作を中心とし、繊維産業については合繊織物を中心とする県内でも有数の繊維産地を形成している。

観光業は歴史ある自然（国指定史跡石動山）・文化（曳山）を中心に、農家民宿の整備をはじめ、バリアフリー観光の推進により、健常者のみならず障がいを持つ方々を含めた観光客が来訪できる環境を整え、来訪者は横ばいを維持し、若干増加傾向にある。

一方で、本町の産業を取り巻く環境は、少子・高齢化、都市圏への人口流出等による人口減少や、近年の自然環境の変化から生じる生産性の低下、事業所及び従事者の減少といった課題に直面している。

このような状況の中で、本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かし、基幹産業である農業をはじめ

め、製造業、食品関連産業、観光業のさらなる振興策を展開していくことが重要である。

②市町村における過疎の状況

【中能登町全域】

本町の人口は、昭和 25 年の 25,703 人を境に緩やかに減少し、昭和 60 年以降はさらに減少が加速している。令和 2 年の国勢調査では、16,540 人となっており、昭和 25 年との対比では、35.6%の減少で、この 70 年で 9,163 人減少している。

この要因は、わが国における高度経済成長とその後に迎えた世界的な経済不況、バブル経済の崩壊とその後の長期間におけるデフレ経済による不況等の影響から、地方における経済活力の低下、地域産業の衰退及び雇用の減退や若年層人口の都市部への急激な流出が大きく作用している。こうした状況は今後も継続することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）準拠推計値では 2040 年には約 12,000 人、2060 年には約 8,300 人という推計値が示されている。

このような状況下において、本町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことにより令和 3 年 4 月から旧鹿西町が一部過疎地域として、さらに令和 4 年 4 月に町内全域が指定されたところである。

地場産業の停滞、少子高齢化社会の進行等の問題を抱えているところであるが、国指定史跡石動山や雨の宮古墳群など、本町が誇る豊富な地域資源を活用した観光施策や、子育てしやすい環境づくり、移住定住施策を展開し、過疎対策に取り組まなければならない。

③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた市町村の社会経済的発展の方向の概要

【中能登町全域】

本町は、人口減少や少子高齢化、若年層の流出による地域活力の低下が顕著となっている。産業の現状として、事業所数・従事者数について見てみると平成 21 年経済センサスで、933 箇所 5,782 人であったものが、平成 26 年には、839 箇所 5,513 人となっており、事業所数・従業者数ともに減少している。平成 26 年経済センサスによる町内事業所従業者数では、農林業等に従事する第一次産業従事者が 0.3%、第二次産業従事者が 40.8%、第三次産業従事者が 58.9%となっている。就業人口は第 1 次産業から第 2 次産業や第 3 次産業へ推移しており、現在もその構造は続いている。このような変化とともに、全体人口や就業者総数が減少していることから企業数や商店数の減少も見られ、町内の産業は衰退傾向にある。

このように産業・経済を取り巻く環境が厳しいことから、就業者数の増加や働く場の確保に対する支援に努めるとともに、農業や製造業を基幹産業として地域経済が支えられているため、今後とも持続的な発展を図るため、既存産業の振興を積極的に推進する。特に農業は、生産活動だけでなく、農地の保全が防災や景

観の上で重要であることを踏まえ、総合的な支援に努めるとともに、商業や観光などの振興にも努め、雇用の場を確保しつつ、活力あるまちづくりを推進する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

平成2年と令和2年国勢調査によれば、本町の人口は平成2年には20,678人であったが、令和2年には16,540人となっており、人口は30年間で20.0%減少している。65歳以上の高齢化率では、平成2年の17.4%から令和2年では37.2%まで増加、15歳から29歳までの若年者率は16.0%から10.6%に減少しており、少子高齢化が顕著となっている。《表1-1(1)》

社人研の推計によると、2015年以降は年6～9%前後の減少が継続し、2040年には12,108人（対2015年比68%）、2060年には、8,355人（対2015比47%）になると推計されている。《表1-1(2)》

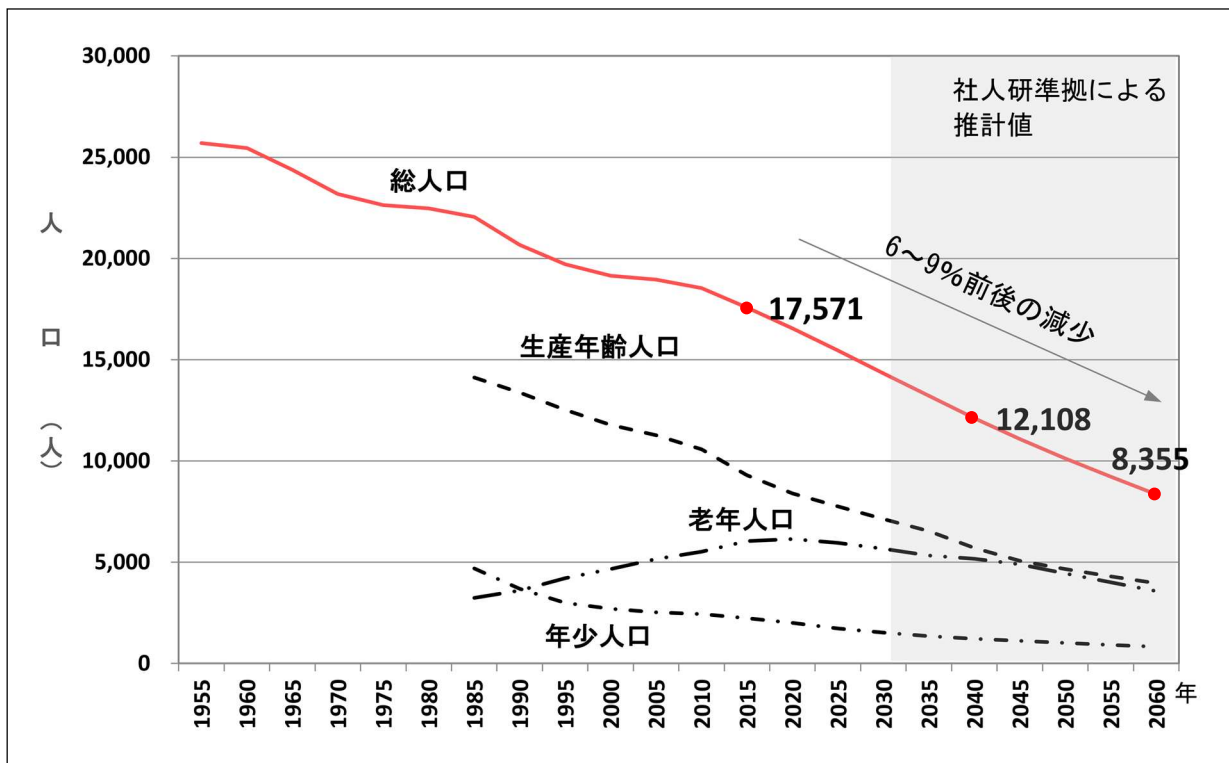
生産年齢人口（15～64歳）は1985年から総人口同様に減少が続いており、年少人口も減少を続け、1995年以降、老年人口を下回っている。一方、老年人口（65歳～）は増加傾向が続いているが、2020年より減少傾向となると推測されている。2040年の構成は、年少人口10.1%、生産年齢人口47.2%、老年人口42.8%となり、さらなる生産年齢人口、年少人口割合の低下及び、老年人口割合の上昇により、人口構成の変化が予想される。《表1-1(2)》

《表1-1(1)》 人口の推移（国勢調査）中能登町全域

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 25,445	人 22,639	% -11.0	人 20,678	% -8.7	人 18,959	% -8.3	人 16,540	% -12.8
0歳～14歳	8,081	5,636	-30.3	3,690	-34.5	2,527	-31.5	1,968	-22.1
15歳～64歳	—	14,637	—	13,380	-8.6	11,269	-15.8	8,424	-25.2
うち15歳～29歳(a)	—	4,711	—	3,306	-29.8	2,343	-29.1	1,745	-25.5
65歳以上 (b)	—	2,366	—	3,605	52.4	5,163	43.2	6,148	19.0
(a)／総数 若年者比率	—	% 20.8	—	% 16.0	—	% 12.4	—	% 10.6	—
(b)／総数 高齢者比率	—	% 10.5	—	% 17.4	—	% 27.2	—	% 37.2	—

注) 年齢不詳者がいるため、年齢別の内訳と総数が一致しない場合がある。

《表 1－1 (2)》 人口の見通しと年齢 3 区分別人口の推移



※出典：第 2 期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略

②産業の推移と動向

平成 2 年と令和 2 年国勢調査の数値対比してみると、産業別就業人口は、平成 2 年の 11,145 人に比べ、令和 2 年では 8,186 人となっており、2,959 人、26.6%の減少となっている。

農林漁業等に従事する第一次産業就業人口比率では、9.9%から 4.6%に、鉱業・建設業、製造業等に従事する第二次産業就業人口比率では、49.6%から 32.5%にいずれも減少している。一方で、卸売業、小売業、サービス業等に従事する第三次産業就業人口比率では、40.5%から 60.4%に増加しており、半数を超えている。《表 1－1 (3)》

《表 1－1 (3)》 産業別人口の動向 中能登町全域

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,573	人 12,551	% -13.9	人 11,145	% -11.2	人 9,658	% -13.3	人 8,186	% -4.9
第一次産業 就業人口比率	% 43.0	% 19.4	—	% 9.9	—	% 6.8	—	% 4.6	—
第二次産業 就業人口比率	% 38.7	% 50.8	—	% 49.6	—	% 39.1	—	% 32.5	—

第三次産業 就業人口比率	% 18.3	% 29.6	—	% 40.5	—	% 54.0	—	% 60.4	—
-----------------	-----------	-----------	---	-----------	---	-----------	---	-----------	---

(3) 本町行財政の状況

①行財政の状況

本町誕生以降、中能登町総合計画により、まちづくりのビジョンを定め、「住んでよかったと思えるまちづくり」の実現のため、各種事業を推し進めてきたところであり、能登で唯一、日本創生会議が指摘した消滅可能性自治体から外れていることは、これまでの施策が実を結んだ結果と考えている。

しかしながら、社会情勢の変化や合併特例措置の終期を迎えたことなどから、町税や普通交付税をはじめとする歳入は縮小し、非常に厳しい財政状況である。

このように厳しい行財政運営環境が続く中で、令和3年3月に策定した「第4次中能登町行財政改革大綱」に基づき、町民サービスの一層の向上を図るため、「簡素な体制づくり」、「効果的な体制づくり」、「効率的な体制づくり」の3つの体制づくり(改革)を引き続き積極的に行っていくこととする。

《表1－2(1)》 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	10,569,141	11,197,193	13,589,855
一般財源	6,939,103	7,430,239	6,955,610
国庫支出金	893,298	1,047,343	3,122,759
県支出金	726,219	850,451	826,229
地方債	1,152,051	940,902	655,234
うち過疎債	0	0	0
その他	858,470	928,258	2,030,023
歳出総額 B	10,414,868	11,015,039	13,024,062
義務的経費	3,907,932	4,245,011	3,889,493
投資的経費	1,053,396	1,890,453	1,674,025
うち普通建設事業	1,041,049	1,745,641	1,661,532
その他	5,453,540	4,879,575	7,460,544
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A－B)	154,273	182,154	565,793
翌年度へ繰越すべき財源 D	111,490	144,690	59,792
実質収支 C－D	42,783	37,464	506,001
財政力指数	0.34	0.31	0.30
公債費負担比率	19.6	23.6	20.4
実質公債費比率	16.6	11.7	11.3

起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	81.4	77.8	92.9
将来負担比率	111.4	73.2	39.7
地方債現在高	12,458,572	15,699,389	12,355,184

《表 1－2 (2)》 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年 度末	平成 1 2 年度末	平成 2 2 年度末	令和 3 年 度末
市町村道					
改良率 (%)	32.0	54.0	65.5	67.7	72.7
舗装率 (%)	54.4	67.2	73.0	77.5	83.3
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	138,975	138,017
耕地1ha 当たり農道延長(m)	—	—	—	81.8	78.0
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	36,057	36,546
林野1ha 当たり林道延長(m)	—	—	—	7.1	7.2
水道普及率 (%)	—	—	—	87.0	98.0
水洗化率 (%)	—	—	—	77.7	88.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	2.58	2.80	2.45	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域の持続的発展を図るためには、これまで各地区が築き上げてきたそれぞれの個性や伝統を尊重しながら、すべての町民が健康で文化的に、安全で快適に暮らせることが重要である。

先人の英知とたゆまぬ努力によって築き上げられた良き伝統を受け継ぎ、さらに、調和のとれた自然環境、商業・工業、情報化、国際化、教育・文化の構成等、真の豊かさを求めた地域づくりを目指すために町民の主体的な参画を促し、町民が安心して、健やかで生きがいを感じ楽しく暮らせる地域環境づくり、夢と希望をもって安心して働ける就業の場づくりを構築していく必要がある。

よって、「中能登町総合計画」、「中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略・中能登町人口ビジョン」、「中能登町公共施設等総合管理計画」、「石川県過疎地域持続的発展方針」等との整合性を図り、まちづくりの基本理念「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」の具現化に向け、本町の実態に応じた持続的発展計画を策定し、5つの基本方針を下記のとおり定める。

【基本方針】

①にぎわいと活力あるまちづくり（産業振興・住環境分野）

地場産業を育成するとともに、新たな産業立地を図り、地域産業が活性化・発展するまちを実現する。また、人材を確保するため、安全で安心な居住環境を整備するとともに、交通環境を整備し広域交通体系の確立を図り、快適で潤いのある住宅地づくりを実現する。

②健康でいきいきと暮らせるまちづくり（健康・福祉分野）

高齢者、障がい者が地域社会との交流を深め、いきいきと安心して暮らすことのできるまちづくりを行い、すべての人が共に助けあいながら、暮らしていく、地域共生社会を実現する。

また、広域交通網の整備に伴い、若年層世帯の居住を推進するため、子育て支援環境の充実、魅力ある新住民住居の受け皿となる住宅及び住宅地の整備、身近な場所での商業機能の充実支援・行政サービス機能の充実を図る。

③地域の風土を活かしたまちづくり（自然環境分野）

日本の原風景とも言える田園地帯とそれを取り巻く丘陵地の緑、潤いある河川等を守る整備を進めながら、この身近な自然環境や丘陵地沿いの旧街道、街道沿いの旧集落、神社・寺院群、それらを舞台とした祭り等の伝統文化を地域の重要な資産として将来へ引き継ぐことができるよう育む。

④強い絆を育むまちづくり（参画・行財政分野）

行政と住民、住民と住民、住民と来訪者がともに活動したり、もてなしたりすることができるよう、住民が積極的にまちづくりへ参加する仕組みを整える。

このために、交流する場、交流する機会の提供にとどまらず、非営利団体の支援拡充、行政と非営利団体との適切な役割分担、住民への情報発信や情報公開の拡充を行い、地域コミュニティの醸成を図る。また、財政の健全化を維持しつつ、行政サービスの向上を図っていくことにより、行政と住民、住民と住民の絆や信頼を育む。

⑤学びを支えるまちづくり（教育・文化分野）

主体的に学び考え行動し、社会の変化に柔軟に対応できるとともに、他人に対するやさしさ・思いやりを兼ね備えた子どもを育てるため、教育環境を整え、地域の人材を活かしながら、学校・家庭・地域が連携した教育を進める。

また、文化の香り高い地域社会を築くため、優れた芸術、文化に触れる機会を創出するとともに、地域にある貴重な伝統文化や文化財の保護・継承に努め、さらに、町民の自主的な芸術、文化活動の支援を図りながら、地域固有の文化財の保護と活用を図る。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

令和2年に策定された「第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略・中能登町人口ビジョン」を基調として「やさしい風土に磨きをかけ、誰もが笑顔で活躍できるまち」をコンセプトにし、基本方針実現のため下記のとおり4つの基本目標を定め実践する。

【基本目標】

①中能登町における安定した雇用を創出する

数値目標

- ・製造品出荷額等 300 億円を維持
- ・基盤産業従業者数 1,700 人
- ・創業数 25 件

主な施策

- ・企業誘致事業
- ・創業支援事業
- ・繊維産業活性化加速化事業
- ・農業の担い手確保・育成
- ・どぶろく特区を活かしたまちづくり
- ・特色ある農産物の産地化
- ・有害鳥獣対策事業

②中能登町への新しいひとの流れをつくる

数値目標

- ・転入者数（日本人移動者） 370 人
- ・関係人口数(新) 10,000 人
- ・町に戻ってきたい新成人の割合(新) 50%
- ・生産年齢人口数(新) 8,200 人

主な施策

- ・移住定住促進事業
- ・宅地造成事業
- ・ICT を活用した観光推進事業
- ・プロモーション事業
- ・外貨を稼げるイベント推進事業
- ・ふるさと納税魅力発信事業
- ・ファッションのまちづくり事業

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標

- ・合計特殊出生率 2.0
- ・婚姻数 70 組

- ・町民の出産・子育て環境に対する満足度 100%

主な施策

- ・結婚推進事業
- ・妊産婦健康診査事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・乳幼児健康診査事業
- ・子ども家庭総合支援拠点事業
- ・時代に即した教育の実施
- ・中能登町の男女が幸せになる普及促進事業

④時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

数値目標

- ・バリアフリー観光客の満足度 70%
- ・空き家バンクの成約件数 25 件
- ・空き家判定件数（新） 10 件
- ・町に住みたい新成人の割合（新） 50%

主な施策

- ・古民家・土蔵活用事業
- ・公共施設・旧学校施設の利活用
- ・図書館統廃合事業
- ・地域情報の発信
- ・空き家対策事業
- ・通学路の安全点検
- ・日本語教育事業
- ・コミュニティスクールの開校

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価・検証の実施にあたっては、年度ごとに取り組み内容の評価・検証する。また、社会経済情勢の変化など踏まえ、取組施策や事業、数値目標を柔軟に見直ししていくこととする。

評価の手法、体制については、総合戦略との関連性が非常に高いことと、総合戦略の評価検証を行う有識者会議の委員が産官学金労住の幅広い有識者で構成されていることから、中能登町まち・ひと・しごと創生有識者会議で評価・検証を行うこととする。

（７）計画期間

本計画の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５箇年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、平成 29 年 3 月に中能登町公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改定、以下「総合管理計画」という。）を策定し、次の公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針を設定している。本計画においてもこの方針と整合性を図るものとする。

【建築系公共施設】（抜粋）

①統合・廃止等により保有量の削減に関する方針

ア 適正な保有量の検証

公共施設等の縮減すべき量を把握するにあたって、まずは適正な保有量を検証します。

適正な保有量は、前述の目標を達成するために、「品質」、「供給」、「管理 及びコスト」のそれぞれの視点から検証を行うものとし、公共施設等の改修及び更新に充当可能な将来の財源の見込みから維持可能な保有量を検証するほか、近隣類似自治体における 町民 1 人当たりの保有量との比較、意向調査による町民の需要や利便性等の把握を踏まえ適正な水準を設定します。

イ 施設評価による運用方針の検討

公共施設等保有量を適正に縮減するため、公共施設等マネジメントを通じ、下記に示す施設評価を実施し、各施設の今後の運用方針を明確化します。

②建物の安全性及び機能性の確保に関する方針

ア 計画的な修繕、大規模改修、更新等の実施

前項の施設評価により維持すべきと判断された建物のうち、建築後 30 年を超える建物については、防災上の重要性や利用者数等に応じて優先順位を定めた上で、順次点検や診断を行い、必要に応じて大規模改修を実施します。

改修または更新期限が迫る建物についても、まずは施設評価により改修 または更新をすべきかを判断し、改修または更新工事が必要である場合には、点検や診断の結果から適切な工事の実施時期及び手法等について早い時期から検討します。

施設評価により廃止すべきと判断された施設のうち、安全性等の確認、確保された建物については、用途転換や、民間への売却、貸付、譲渡等を総合的に検討して有効活用を図ります。

安全性や汎用性の低い建物等、建物の活用または処分が困難である場合 には、速やかに除却して土地の有効活用を図ります。

突発的な事故を防ぐため、日常点検及び定期点検により、予防保全を実施します。またこれらの点検等を適切に行うために点検マニュアルを整備し、点検の履歴整理・管理の適切実施により、施設毎の適切な改修サイクルを把握します。

イ 耐震化改修工事の推進

施設評価により維持すべきと判断された建物のうち、安全管理上、耐震化改修を要する建物については、防災上の重要性や利用者数等に応じて優先順位を定めた上で、順次、耐震改修を実施します。

過去の災害被害状況から最近の傾向を把握し、また最新の耐震技術情報を収集して必要に応じて導入する等、日常から災害時の被害を最小限に留めるための情報収集に努めます。

ウ 快適性及び機能の柔軟性の向上

少子高齢化による利用者の変化、また環境への影響を考慮し、建物の改修及び更新・新設の際には、設計及び設備についてユニバーサルデザイン、環境配慮設計、省エネルギー設備等の導入を検討します。また当面現状を維持する建物についても必要に応じた部分的な導入を検討します。

③需要の変化に適応した公共サービスの提供に関する方針

前述の保有量の削減に関する方針に基づき、公共施設の保有量及び配置、また提供するサービスの内容及び適正な水準等の検証を行い、公共施設の在り方を検討します。

施設の統合または廃止にあたっては、保有量の削減とともに、機能集約による利便性の向上を図ります。なお施設の統合・廃止に際しては、利用者の交通利便性が確保されるように配慮します。

公共施設の保有量の削減を図るとともに、周辺自治体と相互利用できる施設の拡充や、民間施設の活用により公共サービスの拡充を図ります。

町の合併以前から設置され、目的機能が重複する施設は、機能集約により効率的な運営を図ります。

さらに PPP/PFI 等により民間のアイディアやノウハウを積極的に活用したサービス内容の高度化・充実を図るなど、先導的な自治体や海外の動向にも注視し、集客力が向上する施策の検討を推進します。

④効率的な管理及び財政の健全化に関する方針

ア 改修及び更新費用の抑制

公共施設の総量を圧縮することにより、将来にわたる改修及び更新コストならびに管理運営コストの抑制を図ります。総量の圧縮にあたっては、廃止、減築、統廃合、複合化、民間施設による代替、広域連携等を検討します。

維持する建物については、将来の人口動態や需要の変化を適切に見極め、目標耐用年数を設定した上で、必要に応じ、長寿命化等の施策事業を計画的に実施します。

事業の執行発注に際しては、計画的かつ効率的に行い、コスト抑制を図るために、同時期へ類似工事等が調達可能となる施設を集約するほか、PPP/PFI による民間の資本やノウハウの活用等を検討します。

建物の更新が必要な場合には、将来の人口動態や需要の変化による公共施設としての役割の変化を踏まえ、更新または新設する建物が適正な規模、性能となるよう留意します。また環境の変化に柔軟に対応できるよう、施設の汎用性や処分性にも留意します。

建物の改修、更新時期が集中する場合、年度予算の確保が困難となる事が想定されるため、日常点検及び診断によって更新時期を的確に把握して、予防改修等を行うことにより、コストの平準化を図ります。

イ 効率的管理運営

指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI 等による官民連携体制のさらなる構築を図り、民間活力等を積極的に活用することにより管理運営コストの抑制に加えてサービスの充実を図る等、効率的・効果的な管理運営を推進します。

敷地に借地を含む施設については、他施設の余剰スペースへの移転や民間代替施設の活用を検討し、借地面積を縮減することにより、管理運営コストの抑制を推進します。

その他、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備等の高効率な管理運営に資する最新技術の動向にも注視し、費用対効果を検証した上で、積極的な導入を図ります。

ウ 財源の確保

財源を確保するためには、適正な受益者負担の見直し等を検討します。なお、受益者負担の見直しに際しては、施設を利用する町民と利用しない町民との費用負担の公平性にも配慮します。

また需要の減少や統合・廃止により余剰が生じている施設については、余剰施設の貸付等による収入確保を図ります。

エ 廃止施設の処分

安全性に問題のない建物については、用途転用の他、民間への売却、貸付、譲渡等により有効活用を図ります。

また建物を除却する際には、必要に応じて除却特例債を活用するなど、財政負担の集中を避けながら除却を推進します。

【インフラ系公共施設】（抜粋）

①統合・廃止等による保有量の削減及び需要の変化に適応した公共サービスの提供に関する方針

インフラ系施設は、複合化・集約化等の見直しや転用及び施設の廃止が適さないことから、人口の減少や人口分布の変化を中長期的な視点で捉え、施設等の更新に合わせ、適切な保有量への見直しを図ります。

②安全性及び機能性の確保に関する方針

インフラ系施設は、町民生活や経済活動を維持するための基盤であり、特に災害時においても機能維持が求められる施設です。施設の安全性と機能性が常に確保されるように、予防保全を前提とする適切なメンテナンスサイクルを構築し、これに従って維持管理を行うことにより安定運営と長寿命化を目指します。

ア 現状把握

定期点検・診断により、施設毎に劣化進行度の実態を把握・評価し、また診断結果データを蓄積することにより予防保全施策に役立てます。

蓄積された点検・診断結果とともに各施設台帳などのデータベース化を進め、データ分析することにより、適切な改修又は更新の時期、量、方法を検討し、長寿命化計画の策定及び施策の推進に役立てます。

イ 方向性の検討

施設類型毎に、各特性に応じて安全性、経済性等の観点から長寿命化計画を策定します。

長寿命化計画では、整備状況や老朽化の程度、利用状況等から施設の需要度や改修等の緊急度を量る評価指標を定め、施設の特性に見合う管理水準を設定します。

施設性能を可能な限り維持し、長期にわたる利活用が可能となり、壊れてから直すという「事後保全型」の維持管理から、計画的に保全を行う「予防保全型」へ転換します。

ウ 改修・更新の実施

施設類型毎の長寿命化計画に従い、改修や更新、耐震化等の実施について、重要度や緊急度を考慮し、かつ、優先順位を明確化し、改修または更新を実施します。

新設や更新の際は、長期にわたる維持管理が可能な構造、部材の選定による施設へ改善します。

エ 取組の見直し

公共施設の維持管理においてもPDCAサイクルを確立し、適正管理を図ることにより、施設の状態、人口の増減等の社会的・経済的情勢、町の財政状況等を総合的に判断し、必要に応じて管理水準の見直し等、計画を見直します。

③効率的な管理及び財政の健全化に関する方針

予防保全の実施、施設の長寿命化により維持管理コストの低減を図ります。

定期点検等により蓄積されたデータベースに基づき、適切な更新時期を把握して予防改修等を行うことにより、更新コストの平準化を図ります。

施設の整備や管理に民間活力を積極的に導入する等、効率的な施設運営を進めます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町の人口は、年々減少の一途をたどり、過疎化や高齢化、空き家問題などが顕著化している。

近年、人口減少対策の事業として、移住・定住に関する対策が求められており、このような現状を踏まえ、空き家関連及び定住促進関連事業を実施し、本町への移住・定住の推進を展開している。

本町においても、首都圏をはじめとする三大都市圏への人口流出が続いている状況で、今後も人口減少、転出超過が進むことが予想される。人口構造をみると年少人口、生産年齢人口の減少、老年人口の増加傾向が長期的に続いており、社人研の推計によると、2040年には、12,108人、2060年には、8,355人に減少することが予想され、2040年の人口構造は年少人口10.1%、生産年齢人口47.2%、老年人口42.8%となることが予想され、人口減少や高齢化の進展により、結婚相手や労働者の減少、後継者不足等の事態が加速する恐れがある。また、人口減少に関連した空き家の増加も近年問題となっている。

今後、中能登町に住み、働き、豊かな生活を求める人々の希望を実現することで、人口減少に歯止めをかけていく必要がある。

このため、世界農業遺産に国内で初の認定を受けた「能登の里山里海」を背景とした豊かな自然環境と、世界に誇る技術を持つ繊維産業を中心とする、モノづくり企業の集積、質の高い文化や、充実した子育て環境を活かし、全国トップクラスの住みやすさ、魅力ある雇用の場の創出と子育て支援の充実などを通じて、若い世代を中心とした中能登町への人の流れをつくる必要があるとされている。

(2) その対策

転入者にとって住みやすい環境を整備するとともに、本町とのつながりを持つ機会・きっかけを提供するため、魅力的な情報を継続的に発信し、移住体験、観光、ユニークなイベント開催、まちコンシェルジュとの出会いを通して、中能登町で自分の居場所を構築し活躍できる取り組みを進める。

移住定住促進施策として、多様化する移住定住ニーズやUIJターン、若年層のニーズに対応できるよう整備を進め、安心して暮らせるまちを実現し、転出超過の緩和、抑制を図る。

本町の空き家等を有効活用し、交流人口の拡大と定住人口の増加を図るため、空き家等情報発信事業（空き家バンク）を実施し、本事業に関連した情報登録促進奨励金、改修支援補助金及び解体支援補助金制度の積極活用により、空き家バンクの充実と強化を図る。

地域資源を掘り起こし、磨き上げ発信するため、中能登町の魅力をメディアだけでなく、口コミなどで発信することで移住定住や関係人口の創出を目指す。

中能登町の暮らしに息づく、ゆっくりと流れる時間に「やさしさ」を感じてもらい、どぶろくや発酵料理等と組み合わせたスロートーリズムにつなげていく。また、ICTを活用したAIによる観光地ガイド案内、体験などにより来訪客の誘致を図りつつ、中能登町の魅力を鮮明に理解でき、繰り返し訪れたいと思えるイベントの開催を目指す。併せて、キャッシュレスやオンラインなど、デジタルな新しい生活様式にも対応できる若者を中心とした新しい人材の育成を図り、高齢者や障がい者などとの交流を交え、総合的な支援を実施する。また、ふるさと納税の返礼品に、中能登町の魅力がふんだんに盛り込まれた特産品や体験ツアーなど、ラインナップの充実を図り、中能登ファンの獲得も目指す。

加えて、令和3年3月には、隣接市である七尾市、羽咋市とのパートナーシップ協定を締結し、移住・定住施策に取り組んでいる。生活圏である3市町が合同で取り組むことにより、市町単独では成しえない成果を導こうとするものである。

【数値目標】

転入者数

276人（平成26～30年度平均）→370人（計画期間平均）

関係人口数

10,000人（計画期間平均）

町に戻ってきたい新成人の割合（新規）

37%（令和元年度）→50%（令和6年度）

生産年齢人口数

8,580人（令和元年度）→8,200人（令和6年度）

（3）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進・人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住、地域間交流、人材育成	姉妹町交流事業	中能登町	
		移住・定住促進事業	中能登町	
		国際交流事業	中能登町	
		空き家対策事業	中能登町	
		地域おこし協力隊事業	中能登町	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施する

ものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①町民文化系施設

町民の交流及び学習の場を提供する観点から、適正な受益者負担の下で必要な機能を維持することを前提に、施設の統廃合及び集約により費用抑制と建物の安全性の確保を図ります。

集会施設については、事前の点検により改修の時期を見極めるとともに、地元への移管も含め継続について検討します。

②公営住宅

住宅困窮者に対する、良好な居住環境の確保のため、適正かつ効率的に管理運営します。

公営住宅の整備にあたっては、需要を的確に把握し、高齢者や子育て世帯が快適に生活できるよう、福祉施設や公共交通機関などへのアクセスに配慮しながら検討を進めます。

また、耐震性のないものや長寿命化対策の必要なものについては、建替え及び改修の時期を見極め、公営住宅の集約化の検討も含めながら実施します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業・林業

農業について、本町には現在 19.04 km²の農地があり、農地面積は、昭和 30 年代前半をピークに、それ以降は住宅地や商工業用地等の需要増加に伴い減少している。また、専業農家戸数は 115 戸、兼業農家は 353 戸、自給的農家は 327 戸でこの内 65 歳未満の農業従事者は、数、割合ともに減少傾向にあり、基幹的農業従事者の高齢化が進んでいる。

また、イノシシなど鳥獣による被害も継続していることから、本町での農業振興は一層厳しさを増している。

今後の課題としては、若年層担い手の育成や組織化による農地の集積と集約、さらには大型ほ場整備、施設園芸、地域に応じた作物のブランド化を推進し、収益性を高め希望の持てる農業を目指すことが必要とされている。

林業について、県土の約 70%を占める森林は、本町においても約 56%の面積を占めている。森林は木材生産の働きのみならず、水資源のかん養、国土の保全、緑とのふれあいの場、さらには地球温暖化防止等多様な働きが期待されている。しかし、木材等を生産しながら森林を守り育ててきた林業は、採算性の低下等厳しい状況下にあり、間伐等の手入れ不足や管理が行き届かずに放置されたままの森林の増加により、町民の生活に関わる森林の公益的機能の低下が懸念されている。

また、近年、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として森林整備が進められているが、採算性の低下や担い手不足などから十分な整備が進まず、林業・木材産業を活性化させるまでには至っていない。

②商業・工業

商業については、国道 159 号沿いに大規模商業施設が平成 7 年に建設されたことにより、広範な商圈が確立され、その周辺にも次々と商業施設が進出するなど、本町の商業集積地は発展を遂げてきた。また、平成 26 年 4 月には、道の駅「織姫の里なかのと」もオープンし、町中心部における賑わいが創設されたところである。

その一方で、地元商店の店舗数は年々減少し、多様化する消費者ニーズへの対応が遅れがちになるなど、商業集積地との格差が広がっている。このため、町商工会と協力して、定期市の開催による共同販売、共通商品券の販売やポイントカード事業等に取り組んでいる。

今後も町商工会と協力して、経営者の積極参加が可能な意見交換の場を設け、地域リーダーとなるべき、若い人材の育成や地元商店の販売促進強化を進めるとともに、大型商業店舗や道の駅との差別化と共存体制を構築していく必要がある。

さらに、本町では、平成 28 年度より創業支援補助制度を創設し、起業・創業希望者に対して、町商工会をはじめとする、関係機関との連携によって総合的な支援を実施しており、制度創設以後、徐々にではあるが、新規創業が増えつつある状況で

ある。

また、平成 26 年 9 月には、構造改革特別区域法に基づく「中能登町どぶろく特区」に認定され、これまでに 2 件の農家レストランがどぶろくの製造を開始している。しかし、認定以後は生産者数が伸び悩んでいる状況であり、今後も継続して、地域の特性や特産品を有効活用する起業・創業希望者に対して、起業意欲の向上に繋がる、積極支援の展開を図ることが必要である。

一方、工業に目を向けると、本町では、合繊維物を中心とする県内でも有数の繊維産地を形成してきたが、急激な発展と成長を続ける東アジアの国々の繊維産業のシェア拡大に、町内の事業所数は年々減少している。

今後、能登テキスタイル・ラボにおいては、品質や技術の向上を図るだけでなく、繊維に関する情報発信の強化を図る必要がある。その一方で、個々の事業者が商品の企画・開発、生産、販売を一貫して行うサプライチェーンなどの新たな体制をつくる必要がある。

加えて、若者の町外流出に歯止めをかけるべく、魅力ある就労の場を創造するために、引き続き企業誘致の促進、既存産業における労働環境の改善や人材育成等のさらなる推進が重要となる。このため、活力あるまちづくりには、起業家への支援や新分野の産業の誘致を積極的に進める必要がある。

③観光

本町には、石動山、雨の宮古墳群等の歴史資源や基石ヶ峰、眉丈が丘、不動滝等の自然豊かな資源が分布しており、町民はもとより近隣地域の人々のレクリエーションの場として親しまれているが、受け入れ体制やPR方法等がまだ十分とはいえず、知名度や集客力の面での課題がある。

今後は、地域資源を積極的に活用しながら、魅力ある観光地づくりを推進し、併せて幅広い観光客のニーズに応えるための情報収集及び県内外はもとより国外へ向けての情報発信が必要とされている。

(2) その対策

①農業・林業

農業では、担い手への農地集積の推進、支援を展開する一方、経営体の法人化など組織化への誘導、並びに後継者の確保と円滑な経営継承のための環境整備を推進し、地域の農業集団や集落営農組織を効率的かつ安定的な経営体に発展させるため、法人化に向けた支援を行う。また、多様な担い手のニーズに対応した農地整備を積極的に推進する。

生産から流通、販売、消費までの関係者が連携し、うまい・きれい石川米づくりの推進を始め、能登野菜のブランド化、カラー野菜の振興を目指した生産者への育成指導はもとより、広域販売体制を確立する。

農業・農村地域が有する多面的機能の重要性について、より理解を深めるとともに、農村景観の保全や有効かつ秩序ある土地利用等により、農地の適切な管理運用

を促進する。加えて、安全安心な地域づくりの展開、農村環境の改善に配慮した生産基盤や環境基盤の整備を行うとともに、土地改良施設の適期更新と管理体制の強化を図る。

多面的機能支払事業交付金の対象地区には、農業者を中心に地域住民が共に協力、一体となって農地・農業用施設等の地域資源と環境を良好に保全管理するため、先導的な共同活動の実践により、地域づくりを推進する。

また、本町を含む能登地区4市5町が平成23年6月に「世界農業遺産」に認定され、これまで、人が自然に関与することで実現する「能登の里山里海モデル」の取り組みが、国内外から注目されており、今後も石川県や能登地区市町と連携し、世界農業遺産の活用方策をさらに推進していくこととしている。

林業について、森林は、水源のかん養、国土の保全等、生物多様性の保全等、様々な公益的機能を有している。一方で、地球温暖化の進行に伴い、ブナ林の衰退や風倒木被害の増大といった影響が生じ、里山では、管理が行き届いていない森林が増加している。これらのことを踏まえ、多様な機能を発揮させる森林整備として、人工林の間伐を推進し、健全な森林管理によって上質材生産に向けた、集団的な間伐の実施や間伐を進めるために必要な路網の整備を行うとともに、間伐材の利用促進策を図る。また、松くい虫被害対策として、予防及び駆除事業の展開を実施する。

暮らしを守る森林づくりの推進としては、保安林としての機能が発揮できるよう複層林への誘導・造成を行うとともに、安全で安心できる生活基盤を形成するため、治山事業による山地災害の防止や荒廃地の復旧等を推進し、木材の新たな利用を促進するため、ボランティア団体等が開催する、郷土の森づくり等の事業を支援するとともに、森林の保健・教育的利用を進めるため、緑の少年団等の森林環境教育の活動充実を推進する。

森林の健全な育成と木材の安定供給を担う林業再生ため、戦後造成され利用適期を迎えている人工林の利活用を推進し、国内外の産地間競争への対応を図るとともに、さらなる林業生産活動の低コスト化、省力化による林業生産体制の確立が必要となる。また、森林の適正な管理や林業コストの低減を図るため、新たな森林管理制度の森林環境譲与税事業を活用した、森林基盤の整備を推進する。

再生可能資源である木材の利用促進と木材産業の活性化として、石川県産材の積極的な利用を通じて健全な森林づくりを進めるため、公共施設や公共土木事業での県産材の利用推進を図る。また、地球温暖化の防止等に資するため、間伐材等の未利用資源を有効利用するための取り組みに対しても協調していく。

里山資源を活かした山村の振興、また、里山や山村地域の生活の安全確保のため、治山事業や森林整備事業による環境整備を推進する。石動山の豊かな森林づくりや碁石ヶ峰生活環境保全林等、自然や文化等の地域資源を活用した交流事業や体験学習を推進する。

②商業・工業

商業については、新規創業する方を対象とした助成制度の拡充や、創業セミナー及び創業相談会の開催により、創業希望者を支援する。

鳥屋地区で共同販売の定期市として開かれている「なかのといち」に町内商店や各種団体が積極的に参加して情報交換ができる環境をつくり、自主的にイベントを企画、実施、継続していけるよう支援する。

町商工会や各種業界と連携し、本町に点在する素材の中から、新しい中能登ブランドの開発支援や販売等に地域を挙げて取り組みを実施する。町内へは広報、ケーブルテレビを活用、町外へはホームページ等を通じた情報発信を行う。

町商工会等が展開する事業や近隣市町関係者との情報交換のなかで、地域を代表する若い人材の育成と確保を図るため、研修会などの強化を支援する。

商業集積地に進出している企業、組合との連携を図り、多様な業種の進出を促進し、商業集積の拡充と町外からの誘客や賑わいの増加に努める。

道の駅「織姫の里なかのと」を指定管理業者に委託し、安定した運営管理に努めるとともに、地元農産物や特産品の販売促進及び新商品の開発支援などを行い、農家や納品者、出店者の経営の安定化を支援し、また、各種イベント等を開催し町内外からの誘客に努める。

工業については、能登テキスタイル・ラボにおいて、これまでの新技術、新製品の研究・開発に加え、インターネット等を活用し、繊維業界だけでなく、多様な業界へ幅広く情報発信することで中能登繊維産業認知度の底上げを図る取り組みを行う。また、消費者ニーズの調査・研究や個々の企業との情報交換により、商品の企画・開発、生産、販売を一貫して行える環境づくりを支援する。

合繊維物の一大産地を形成してきた本町には、永い歴史のなかで培われた卓越した技術と実績がある。町商工会が受託運営している織物デザインセンターの機能を充実させ、時代のニーズに適した発展ができるように機能強化を図る。また、先端技術の研究と開発を行う能登テキスタイル・ラボと伝統を受け継ぐ能登上布会館の連携強化により、繊維産業の持続的発展と地域の活性化に繋げる。

地場産業を担う中小事業者が実施する個性を活かした独自の取り組みや、持続的発展に向けた実践事業を支援するとともに、経営者の高齢化に対応するため、円滑な事業承継を促進し、また、事業所の新設や増設を支援し、雇用機会の創出に努める。

石川県との連携や本町出身者等の人的ネットワークのなかで、立地に関する情報提供を定期的に行い、その一方で、インフラ整備や関係法令手続き、環境保全等企業立地を想定したシミュレーションを行い、誘致への迅速な対応ができる体制をつくる。また、石川県、ハローワーク、商工会と協力し、労働環境の充実、人材確保・育成に取り組み、地元事業者の事業拡大と雇用増大に努める。

③観光

観光交流づくりとして、リピーターが繰り返し訪れるよう地域全体で、ホスピタリティを養い、観光資源を発掘するため、地域の特産品と、「祭り」を中心とした各種イベント等の有機的連携を図りつつ、既存の観光資源に付加価値を創出する取り組みを促進する。

観光情報の発信として、町ホームページやSNS等を利用し、観光情報の発信や、

新たな情報媒体を活用し、PR活動を推進する。

また、バリアフリー観光を推進するため、民間企業と住民、町が連携し、障がい者や高齢者にもやさしい観光まちづくりを、一体的に推進することで、誰もが幸せを享受できるバリアフリーなまちづくりを形成し、観光交流人口の拡大を目指す。

【数値目標】

製造品出荷額等

384億円(令和元年度)→300億円を維持(令和6年度)

基盤産業従業者数

1,636人(計画期間平均)→1,700人(計画期間平均)

創業数

24件(計画期間累計)→25件(計画期間累計)

認定農業者・農業法人設立数

82経営体(令和元年度)→85経営体(令和6年度)

新規就農者数

6人(令和元年度)→8人(令和6年度)

観光施設の来訪者数

270,000人(令和元年度)→300,000人(令和6年度)

体験交流ツアー実施回数

2回(計画期間平均)

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業・林業	地区要望事業	中能登町	
		林道保全事業	中能登町	
	(3) 農林漁業経営近代化施設	県営ほ場整備事業(末坂)	石川県	
		県営ほ場整備事業 (中能登北部)	石川県	
		県営ほ場整備事業 (越路南部)	石川県	
		県営ほ場整備事業(二宮)	石川県	

		県営老朽ため池整備事業 (能登部大谷内池)	石川県	
		県営老朽ため池整備事業 (春木佛面下池)	石川県	
		県営老朽ため池整備事業 (西馬場横手の池)	石川県	
		県営老朽ため池整備事業 (末坂南谷池)	石川県	
		団体営農村総合整備事業 (条件改善型 中能登北部)	中能登町	
		団体営農村総合整備事業 (条件改善型 一青地区)	中能登町	
		団体営農村総合整備事業 (条件改善型 川田地区)	中能登町	
		農村環境改善センター施設 設備更新事業	中能登町	
		農業用施設整備改修事業	中能登町	
	(5) 地場産業振興 施設	地場産業振興施設整備改修 事業	中能登町	
	(9) 観光又はレク リエーション	公園整備事業	中能登町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・6次産業 化、企業誘致、そ の他	商工振興事業	中能登町	
		地場産業振興事業（織物デ ザインセンター補助金）	中能登町	
		観光振興事業	中能登町	
		道の駅管理運営事業	中能登町	
		企業誘致事業	中能登町	

（４）産業振興促進事項

（い）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	計画期間	業 種	備考
旧鹿西町全域	令和３年４月１日～ 令和４年３月３１日	製造業、情報サービス業 等、農林水産物等販売業、 旅館業	
中能登町全域	令和４年４月１日～ 令和８年３月３１日		

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、各産業①～③の(2)その対策、(3)計画のとおり。加えて、石川県をはじめ、能登地域の自治体と連携し、産官学民一体となった経済成長の推進体制の構築や新規創業の促進及び地域産業の振興、戦略的な観光政策の推進など、エリアの魅力を最大限に高める広域的な取組を検討し、推進していく。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施するものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①スポーツ・レクリエーション施設

町民の健康を増進する観点から、適正な受益者負担の下に機能を維持しつつ、他施設との統廃合等、民間活力の導入等により、効率的かつ効果的な管理運営やサービス拡充、更には費用抑制及び安全性の確保を目指します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

平成 18 年度に地域情報通信基盤整備推進交付金事業により、都市部と変わらない超高速大容量の情報通信環境が整備され、平成 19 年度よりケーブルテレビ、光インターネット、音声告知端末による行政情報の提供を開始した。

平成 24 年度には、コミュニティチャンネル「なかのとチャンネル」がハイビジョン化を完了し、加入者からのさらなるニーズに応えるべく、事業の推進を実施している。今後は災害時における緊急情報の迅速な提供や放送技術の進歩による、さらなる高精細放送への対応、放送通信設備の老朽化による、計画的な設備更新の必要性が想定される。

また、超高速大容量通信が可能な光ケーブルの利活用を図り、地域住民の安心安全へ繋がる取組みを進めていく必要があり、加えて、近年ソーシャルメディアやスマートデバイスといった新しい情報共有サービスや機器が普及しており、これらの適切な運用を図ることで経済や生活の向上が見込まれることから、町ホームページなどの情報発信の手段を新たに構築し、積極的に活用していく必要がある。

(2) その対策

ケーブルテレビの加入率向上のため、今後も新規加入や上位プランへの展開に向け、多様な制度を活用し、相談会などを通じた加入率の向上を図る。

放送・通信に関連するシステムや機器の更新には多額のコストを要するため、計画的な更新を推進し、安定した放送・通信の提供に努める。

町内の公共施設をはじめ、観光や防災の拠点となる施設に Wi-Fi 環境の整備を推進し、積極的な情報発信に取り組み、交流人口の増加とリピーター満足度の向上を図る。また、防災拠点では、災害時における迅速な情報収集・提供を可能とした環境整備を行う。

本町のイメージや魅力が伝わりやすいサイト環境を構築し、閲覧利用者が直感的な検索が容易な構成を実現する。さらに、災害など緊急時における、安定的なホームページ環境の確立と円滑な情報提供が可能となるよう計画する。

また、アクセシビリティ関連法規への対応、スマートフォンやタブレット端末など、閲覧機器（解像度等）に合わせデザインが切り替わるなど、閲覧利用者に対する、安全な情報提供に努める。

【数値目標】

ホームページのアクセス件数

年間約 780,000 件、月約 65,000 件（令和元年度）

↓

年間約 792,000 件、月約 66,000 件（令和 6 年度）

観光・防災 Wi-Fi 環境の整備箇所数

4箇所（令和元年度）→9箇所（令和6年度）

（３）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設 有線テレビジョン放送施設	ケーブルテレビ施設更新事業 (通信系設備)	中能登町	
	(2)電気通信施設 (通常分)	ケーブルテレビ施設更新事業 (放送系設備) イントラ施設整備更新事業	中能登町	
	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 情報化、その他	広報広聴事業	中能登町	
		ケーブルテレビ事業	中能登町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」で定める方針との整合を図りつつ、必要な事業を適正に実施するものとする。

なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①光ファイバー等(抜粋)

本町はインフラ資産として光ファイバーケーブル等を保有しており、今後は道路・橋梁や上下水道のインフラ施設とともに、光ファイバー網等の維持管理が必要です。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①交通施設の整備

本町は能登半島の中央部に位置しており、国道 159 号、主要地方道七尾羽咋線、一般県道七尾鹿島羽咋線をはじめとし、氷見田鶴浜線、志賀鹿西線、良川磯辺線、久江鹿西線、函屋酒井線、鹿西氷見線の 9 路線が幹線道路として機能している。

特に国道 159 号、主要地方道七尾羽咋線、一般県道七尾鹿島羽咋線は、本町と金沢を結ぶ重要な道路となっている。

主要地方道及び県道では、消雪施設の未設置区間や歩道のバリアフリー化が進んでいない区間も多く、子どもや高齢者など交通弱者に配慮した道路環境整備が望まれているところである。

さらに、主要地方道氷見田鶴浜線は、能登と氷見市を結ぶ産業・経済・文化の広域交流を図る重要な道路であるとともに、隣接町に立地している原子力発電所に重大事象が発生した場合の避難路として利用されることから早期整備が望まれている。

また、整備済区間についても、今後、適切かつ計画的な維持管理による長寿命化を継続して推進する必要がある。

②交通手段の確保

当町区域内の J R 西日本所管の駅は、JR 七尾線に 4 駅あり、毎日約 2,500 人が利用し、当町の主要な公共交通機関となっている。

しかし近年、利用者の減少が続き、効率性の観点から駅の無人化が進められ、一部利便性の低下が懸念される状況にある。

定期路線バスは、平成 29 年 3 月末までは 3 系統存在したが、現在は 2 系統のみとなっており、利用者数の減少から今後も厳しい状況が続くことが想定される。

町内を巡回するコミュニティバス（通称：おりひめバス）については、合併前からの運行ルート等を見直しを図り、平成 26 年度に開業した道の駅「織姫の里なかの」とのハブ化による運行を開始した。見直し後は毎日約 180 人の利用があったが、年々減少傾向である。

また、ルート見直しに伴い公共交通空白地域となった、瀬戸・花見月地区及び上後山・下後山地区については、デマンドタクシーを運行し、毎日約 10 人の利用があり、近年の利用数も横ばい状態である。コミュニティバスとデマンドタクシーについては、年々経費も嵩んできており、持続可能な運行を維持するための取組みが急務となっている。

(2) その対策

①交通施設の整備

幹線道路の整備として、主要幹線道路や主要幹線道路と集落、公共施設を連絡する道路など、目的に応じた道路を位置づけた、道路網整備計画を基に整備を推進する。町管理以外の路線については、関係機関へ整備促進を要望し、連携して整備を推進する。

集落内道路の整備として、歩行者や高齢者など、交通弱者への対応、また、学校周辺の歩道整備については、歩行空間の確保、バリアフリー化など安全性を考え関係者の協力を得て推進する。

道路の適正な維持管理として、これまでに整備された道路や橋梁などを計画的に点検・修繕を行い、長寿命化を推進する。

②交通手段の確保

利便性と効率性のバランスのとれた持続可能な公共交通を目指すため、令和2年3月に中能登町地域公共交通網形成計画を策定したところである。この計画に基づき、中能登町地域公共交通協議会で、今後も町と利用者と交通事業者による協議の場を設けて連携を強化し、必要とする運行体系の整備や施設整備の検討を図っていく。

【数値目標】

災害時の代替道路の整備路線数

一部供用（令和元年度）→全路線開通（令和6年度）

道路の狭隘区間解消数

3路線（令和元年度）→10路線（令和6年度）

免許返納者の年間利用数

1,063回（平成30年度）→1,200回（令和6年度）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備・交通手段の確保	(1) 市町村道・道路、橋りょう	交通安全施設等設置工事 (カーブミラー、防犯灯、道路照明)	中能登町	
		(町)R-16 号線 道路改良工事 L=130m	中能登町	

4 交通施設の整備・交通手段の確保	(1) 市町村道・道路、橋りょう	(町)R-58 号線 道路改良工事 L=16m	中能登町	
		(町)R-84 号線 道路改良工事 道路排水施設 N=1 式	中能登町	
		行政サービス庁舎周辺道路冠 水対策測量調査設計業務 N=1 式	中能登町	
		(町)R-77 号線道路改良工事 L=120m	中能登町	
		(町)R-239 号線 道路改良工事 L=16m	中能登町	
		(町)R-26 号線 道路改良工事 L=30m	中能登町	
		(町)KB-103 号線 道路改良工 事 L=100m	中能登町	
		(町)T-16 号線 道路改良工事 L=500m	中能登町	
		(町) T-1 号線 道路改良工 事・消雪配管工事 L=2000m	中能登町	
		(町)T-57 号線 消雪井戸更新 工事 N=1 基	中能登町	
		(町)T-32 号線 道路改良工事 L=100m	中能登町	
		(町)K1-1 号線 橋梁修繕工事 N=1 橋	中能登町	
		(町)KA-94 号線 橋梁修繕工 事 N=1 橋	中能登町	
		(町)KB-11 号線 道路改良工 事 L=48m	中能登町	
		(町)KB-5 号線 道路改良工事 L=15m	中能登町	
		(町)KB-22 号線 道路改良工事 L=6m	中能登町	
		(町)T-110 号線 道路改良工 事 L=20m	中能登町	
		(町)R-208 号線 道路改良工事 L=100m	中能登町	
		(町) T-265 号線 道路改良工 事 L=150m	中能登町	

		(町)K1-6 号線 道路改良工事 L=100m	中能登町	
		(町)K2-5 号線 道路改良工事 L=300m	中能登町	
		(町) KA-21 号線 道路改良工 事 L=35m	中能登町	
		(町) R-268 号線 道路改良工 事 L=200m	中能登町	
		(町)R-84 号線 排水設備設置 工事 L=100m	中能登町	
		(町) KB-44 号線 橋梁修繕工 事 N=1 橋	中能登町	
		(町) R-185 号線 橋梁修繕工 事 N=1 橋	中能登町	
		(町)T-32 号線 道路改良工事 L=40m	中能登町	
		(町) KB-96 号線 道路改良工 事 L=200m	中能登町	
		熊野川防護柵設置工事 L=90m	中能登町	
		駅周辺整備事業	中能登町	
	(5) 鉄道施設等 鉄道施設	小型除雪機購入補助金	中能登町	
	(9) 過疎地域持続 的發展特別事業 公共交通、その他	駅管理事業	中能登町	
		公共交通事業	中能登町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施するものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①インフラ系公共施設(道路)(抜粋)

数量に関する基本方針

- ・「中能登町道路網整備計画」に基づき、順次整備を進めます。

品質に関する基本方針

- ・構造物（舗装・道路付属物等）は定期的に点検を実施し、施設の安全性を確保します。

コストに関する基本方針

・ 損傷が著しくなってから大規模改修する「事後保全型」から、点検診断結果などのデータに基づき計画的な修繕を行う「予防保全型」の考え方を重視し、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図ります。

②インフラ系公共施設(橋梁)(抜粋)

数量に関する基本方針

・ 法令に基づく 5 年に 1 回の点検を実施し、診断結果に基づき必要に応じて取り壊しや架け替え、通行制限等を実施します。

品質に関する基本方針

・ 「中能登町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持修繕を進めます。

コストに関する基本方針

・ 損傷が著しくなってから大規模改修する「事後保全型」から、点検診断結果などのデータに基づき計画的な修繕を行う「予防保全型」の考え方を重視し、将来負担コストの低減と財政負担の平準化を図ります。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①上下水道の整備

上水道については、自己水源と石川県から供給される県水により、安定した水の供給を実施している。

水道施設の耐震化は全て完了しており、現在は、老朽度の高い水道管の更新（老朽管更新事業）に併せた耐震管路の整備を推進しているが、老朽化する水道管は年々増加傾向にあり、緊急災害時における重要給水拠点施設（避難所等）への安定供給のためには、引き続き更新整備が重要となる。

下水道については、下水処理施設が町内に6箇所あり、下水道の普及率は令和2年度末で99.7%、水洗化率は88.0%となっている。

施設の管理運営には、毎年、多額のコストが必要であるため、今後は、施設の改築更新や統廃合などを計画的に進め、効率的な維持管理を行うなど、様々なコスト削減が必要となる。

②廃棄物の適正な処理

地球規模の環境問題が年々深刻さを増すなか、ごみを減らし、資源を有効活用するため、リサイクル活動の強化や発生抑制・再利用の意識啓発を図るとともに、町民の一層の協力のもと、効率的なごみ収集・処理体制を構築することが必要となっている。

さらに分別の徹底など、町民、事業者、行政が一体となって環境負荷の少ない循環型社会を構築していくことが重要である。

③住宅・住環境の整備

少子高齢化及び核家族化が進むなかで、住宅事情は量的な充足とともに多様なニーズに応えていく必要があることから、今後も需要に応じて計画的に宅地造成を推進する。

住宅の供給については、近年、全国各地で大規模な災害が発生していることから、自然災害への対策も考慮した住宅の安全性の確保が重要であり、加えて、少子高齢化に対応した、住環境の整備が求められている。

今後、自然、社会情勢への課題に対処するため、住宅基本計画を基に、計画的な住宅整備を図る必要がある。

④交通安全対策

交通事故のない安全で安心して暮らせる地域づくりは、本町が目指す住みよいまちづくりの基本となるため、悲惨な交通事故を未然に防ぐため、交通安全意識のさらなる高揚を図り、地域ぐるみで交通安全運動を積極的に推進することが重要である。

少子高齢化が進む現代、とりわけ事故の当事者となりやすい高齢者や子どもに対する啓発活動がますます重要となり、通学路や危険な交差点などにおける安全対策や施設の整備を進めていくうえで、警察や石川県など、関係団体と連携を重ね、適切な対策を講じていくことが重要である。

⑤防犯の強化

県内では、依然として子ども、女性を狙った犯罪や車上ねらい・万引きなどの窃盗犯、振り込め詐欺などの特殊詐欺が発生している状況である。

本町では、七尾警察署管轄の5つの駐在所により防犯対策が図られているほか、町内各地域でも小中学校PTAをはじめとする団体が積極的な活動を展開している。安全で安心して暮らせる地域社会をつくるためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通認識のもと、警察、町、住民団体等関係機関が連携しながら、積極的な防犯活動を進めていくことが求められている。

⑥消防・救急体制の整備

くらしの場として、安心・安全が求められるなかで、火災や救命等、緊急時の対策を確立しておくことも、まちづくりの大きな課題である。

本町の消防体制は、七尾鹿島消防本部のもと、中能登消防署などによる常備消防体制と地域消防団からなる非常備消防体制によって構成されている。

平成28年に、当町の貴重な文化財が焼失する火災が立て続けに発生し、眉丈山、石動山を擁し、歴史ある建造物と整備された住宅地が共存する本町において、山林火災や住宅地での延焼防止など、多様な火災状況に対応できるよう、消防環境整備の拡充が求められている。消火栓や防火水槽等の消防水利をはじめとする地域消防環境の充実、常備・非常備消防体制の資機材の強化や団員の安定した確保に継続して努める必要がある。

また、初期消火活動を行う自衛消防団については、コミュニティを基盤とした活動組織として、今後も体制確保を維持し、交通事故や疾病等における救急救命体制についても、消防力の強化同様に関連知識や技能の向上に併せて、資機材の拡充等に努める必要がある。

⑦防災の強化

平成19年3月に発生した能登半島地震により、本町では人的被害3名、住宅被害など1,984棟はじめ、多くの被害が発生した。また、平成23年3月の東日本大地震、平成28年4月発生の熊本地震は、甚大な被害をもたらした。

大地震が日本列島の至る所で発生し、加えて、毎年、地球温暖化の影響と考えられる記録的な集中豪雨による土砂災害の被害も多発している状況であり、更には、志賀原子力発電施設に隣接する当町では、万が一の原子力事故発生における、災害対策も重要な課題となっている。

今後も引き続き、全町的な防災意識の高揚や地域住民を守る仕組み・防災体制の充実・強化を図るなど、災害に強い地域基盤と体制を形成し、総合的な防災対策の

充実を推進していくことが重要である。

⑧公園緑地の整備

公園緑地は、町民が自然にふれあう憩いの場であり、安らぎの空間となっており、また、スポーツ・レクリエーションや町民の健康づくり等、快適な生活環境の創出と維持のために大きな役割を果たしている。

本町の主な公園緑地施設として、国指定史跡雨の宮古墳隣接の雨の宮グリーン広場、碁石ヶ峰県立自然公園、古墳公園とりや、梅の里公園、レクトピアパーク、アップー広場、中能登町運動公園等があり、このほか、緑の空間に恵まれ地域の特色を活かした小公園も点在している。

今後は、それらについても住民の憩いやスポーツ・レクリエーション等、多様な要望に応えるため保全整備を推進する必要がある。

(2) その対策

①上下水道の整備

上水道の老朽管更新については、配水池への送水管や基幹配水管などの重要管路の更新を優先的に行い、重要給水拠点施設（避難所等）における耐震管整備についても計画的に進めていく。

下水道については、汚水処理施設基本構想に基づく施設の統廃合やストックマネジメント計画に基づく改築更新を進めることにより、効率的な管理運営を図る。

②廃棄物の適正な処理

町民と行政が協働し、発生抑制、再利用、リサイクル運動を推進する。事業所から排出される厨芥類（生ごみ）をバイオマスメタン発酵施設で処理し、発酵後残渣は肥料化して地域の緑農地に還元することで、循環型社会の推進に努める。

不法投棄防止のため、指導や監視パトロール等の規制強化に努める。

当町広報紙をはじめ、音声告知端末機による放送、学校教育や社会教育の一環として、ごみ問題やリサイクルの必要性について積極周知を図り、町全体へごみ問題への啓発普及を推進する。

③住宅・住環境の整備

がけ地崩壊による災害から、町民の財産・生命の保護をし、安心して暮らせる住宅周辺の整備助成事業の啓発や普及に努める。

耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震性能を確保するため、住宅の耐震診断、耐震改修の促進に努める。

少子高齢化、核家族化が進むなか、低廉な宅地の供給や、公営住宅の整備が益々重要となっている。

町営住宅の老朽化が進んでいることから、町営住宅等長寿命化計画に基づき修繕、改善、建替えなど、今後の活用手段を定め、適正な維持管理と計画的な建替えを推

進する。

④交通安全対策

国、地方公共団体、警察、学校、関係民間団体及び家庭が連携を図り、地域ぐるみの活動を推進し、特に事故の当事者になりやすい高齢者や子どもへの啓発活動として、交通安全教室の開催や外出時の反射材着用、高齢者運転免許証自主返納の推進に積極的に取り組む。

道路交通の安全性確保のため、通学路を中心に警察や学校、道路管理者などの関係団体による合同点検を実施し、交通安全上危険な箇所や安全施設の点検を行い、道路交通の安全な環境づくりを推進する。

また、計画的に道路標識、防護柵、道路照明等の交通安全施設の整備を進め、安全で円滑な道路交通の確保を図る。

安全運転意識の高揚を図るため、関係機関と連携し、運転技術講習会や研修会、体験会、街頭キャンペーンなどへの参加・協力を地域住民へ積極的に呼びかけ、ドライバーの交通ルール遵守、交通マナーの習得・向上に努める。また、高齢者の運転免許証の返納促進に努め、返納者に対し、その後における移動手段の確保を図る。

⑤防犯の強化

犯罪のない明るいまちづくりに向けて、地域防犯活動の充実、音声告知端末等を活用し、犯罪に関する注意喚起、防犯パトロールや見守り活動の実施など、警察や地域との連携を強化し、地域防犯体制の一層の強化を図る。

犯罪の発生に対し、24 時間体制で迅速な対応が図られるように、交番の設置を働き掛けていく。

防犯思想の啓発、町民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の温床となる事案を未然に防ぐ気運を高める。とりわけ、年々巧妙になる特殊詐欺に対し、高齢者を対象とした防犯教室の実施など、犯罪被害の防止に取り組んでいく。

⑥消防・救急体制の整備

町民の防火意識の高揚を図るため、防火思想の普及啓発、広報活動に努める。

消火栓や防火水槽の適正な配置に努めるとともに、老朽施設の改修や改善を図る。

消防車両や消防機材について、計画的に整備、更新を図る。

地域ぐるみの防火体制の確立を図るため、消防団及び自衛消防団の活性化を進め、安定した消防団員の確保を図るとともに、団員の知識及び技術の向上に努める。

救急装備の充実を図り、救命率の向上に努め、また、町民に対して、応急手当の講習会を通じ、普通救命講習受講者の増加促進を図る。

⑦防災の強化

町民の防災意識の高揚を図るため、防災マップ等の整備や各種啓発活動を行うとともに、関係機関や自主防災組織、ボランティア団体等を含めた総合的な防災訓練の充実を図っていく。

災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織・自主防災組織リーダー（防災士）の育成や活動支援など、地域における防災力の強化を図るとともに男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立や防災知識の普及に努め、防災意識の向上を図る。

災害から町民の生命・財産を守るため地域防災計画等の各種災害対応マニュアルの検証やタイムライン（防災行動計画）、業務継続計画の策定を行い、総合的な防災・減災体制の充実強化を図る。

災害時の応急復旧活動を円滑に行うための防災拠点施設（救援物資等の供給場所、災害情報等の情報発信拠点等）の耐震化や自家発電設備等の整備を図る。

災害時の避難所における必要な非常用食料や資機材等の充実確保や備蓄拠点の整備について、計画的な推進を図る。

災害時における高齢者や障がい者の方などは一般の避難所では健康の維持等が困難な要素が多いことから、福祉避難所の指定など受け入れ・支援体制の整備を図る。

⑧公園緑地の整備

公園緑地は、緑豊かな住環境を形成するため重要なものであり、町民の野外活動の場、子どもたちの遊び場、地域住民が家族ぐるみでスポーツ・レクリエーション活動を行うスペースとして、今後とも地域に点在する小公園等も含めて計画的、体系的に整備・管理を実施する。

【数値目標】

防犯灯の設置数

3,321基（令和元年度）→4,300基（令和6年度）

地区防災力の強化及び防災士の配置

157人（令和元年度）→232人（令和6年度）

耐震改修実施戸数

5戸（令和元年度）→10戸（令和6年度）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の 整備	(2) 下水処理施設 公共下水道	管渠布設 φ150 L=450m	中能登町	
		下水処理施設改築更新	中能登町	
		管渠耐震化 N=50 箇所	中能登町	
		下水処理施設耐水化 N=2 箇所	中能登町	
		処理区統廃合	中能登町	
	(3) 消防施設	消防・防災施設設備更新事業	中能登町	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 生活、危険施設 撤去その他	チャイルドシート購入費補助事業	中能登町	
		危険ブロック塀撤去補助事業	中能登町	
		小田中川河川改修 L=40m	中能登町	
		公園遊具整備事業	中能登町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施するものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①行政系施設(消防施設)(抜粋)

点検・診断による建物の実態を把握し、必要に応じた改修等を実施するとともに、管理方法の適正化を図ります。

点検・診断結果による、計画的な改修の時期を定め、他の施設とともに同種の工事は可能な範囲で集約的に実施できるよう配慮し、効率的な更新事業を実施します。

②公営住宅

住宅困窮者に対する、良好な居住環境の確保のため、適正かつ効率的に管理運営します。

公営住宅の整備にあたっては、需要を的確に把握し、高齢者や子育て世帯が快適に生活できるよう、福祉施設や公共交通機関などへのアクセスに配慮しながら検討を進めます。

また、耐震性のないものや長寿命化対策の必要なものについては、建替え及び改

修の時期を見極め、公営住宅の集約化の検討も含め、実施します。

③供給処理施設(上下水道施設)

将来人口の見通しや分布等から今後、必要とされる需要量及び機能について再検討するとともに、民間活力の導入等により、業務の効率化と管理運営費用の抑制を目指します。

改修期限が近い建物については、今後維持すべき適切量を検討しつつ、事前の点検により改修の時期を見極め、他の施設とともに同種の工事は可能な範囲で集約的に実施できるよう配慮するなど、効率的に改修します。

④公園

少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、公園施設に今後求められる機能等、施設のあり方を再検討します。

地元等への移譲または移管を検討し、効率・効果的な管理及び管理コスト抑制を図ります。改修期限を過ぎた建物は、事前の点検により改修の時期を見極め、他の施設とともに同種の工事は可能な範囲で集約的に実施できるよう配慮に努め、効率的に改修します。

⑤インフラ資産(上水道資産)(抜粋)

数量に関する基本方針

- ・水需要に対応する施設規模を目標とします。
- ・定期的に点検・診断を実施します。

品質に関する基本方針

- ・水質基準に合致した安全な水を供給します。
- ・法定耐用年数に応じた長寿命化を最優先します。
- ・水道施設の計画的な管理を行うため、予防保全型の施設管理計画を策定します。

コストに関する基本方針

- ・将来コストの縮減に努めます。
- ・漏水を防止し、有収率の向上を目指します。

7 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て支援の推進

子どもを安心して生み育てるためには、地域全体で育児を助け合い、支え合っていくことが不可欠であり、少子化・核家族化が著しく進行するなか、さらなる子育て支援の充実が求められている。

その根幹をなす保育園については現在、公立5か所、認定こども園私立1か所で保育サービスを提供しているところである。

昨今の保護者の就業形態は、著しい社会状況の変化に伴い、複雑化してきており、望まれる保育サービスを提供するためには、知識、技能だけではなく、より専門性や実践力といった職員の資質の向上を図ることが不可欠であり、多様化する保育ニーズに対応するべく様々な保育サポート事業の周知を図っていく必要がある。

また、子育てに対しての悩みや不安を抱く人への対策としては、各保育園・認定子ども園に設置の子育て支援センターの活用を広く周知するとともに、よりタイムリーで的確な支援が必要とされている。

②児童福祉の増進

本町の児童福祉施設については、児童館3施設、放課後児童クラブ3施設を業務委託で運営しており、児童厚生員のスキルの向上と内容の充実を図り、地域児童の健全育成に努める。

また、放課後児童クラブについては、利用者ニーズにより、対象年齢も小学6年生までに対象が拡大したことにより、入会する児童数は増加傾向にあるため、さらなる支援員の資質の向上と内容の充実を図る。

③地域福祉の充実

核家族化の進行、ひとり暮らしや高齢者世帯の増加、女性の社会進出等が進むなか、高齢者や障がい者が住み慣れた家や地域で安心して生活するために、地域のなかで助け合い、支え合っていく、福祉サービスの充実が不可欠である。

本町では、住民が地域のなかで安心していきいきと自立した生活を送ることの実現を目指しており、そのためには、区長会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会やボランティア関係団体等が連携し、地域福祉のなお一層の充実を図っていく必要がある。

また、地域福祉の充実には、年齢や性別、身体状態等によらない、誰もが等しく住みよい社会を実現するというユニバーサルデザインの考え方が重要であり、町有施設のバリアフリー化はもとより、町民一人ひとりが思いやりの気持ちを醸成することも求められている。

④高齢者・障がい者福祉の充実

社会の高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境は、核家族化の進行、扶養意識の変化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している。また、年々高齢者人口の増加とともに要介護認定者数は微増している状況である。

今後は、高齢者が生きがいを持って暮らせる支援体制、地域のネットワークを構築する必要があり、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域や家庭で、ともに生活することができる環境を築くことが大切である。

また、町民一人ひとりが障がいに対して正しい知識を持つとともに、障がいを持つ人への雇用環境の充実、生活環境等の整備をしていく必要がある。

(2) その対策

①子育て支援の推進

女性の社会進出への適合と保護者ニーズに的確に対応するため、ファミリーサポート事業、子育て短期支援事業などの保育サービス事業の周知、充実に努める。また、時代に即応した保育の充実や保育士の資質向上を図るため、各年齢・経験に応じて幅広い研修会への参加に努める。

子育てに関する不安や質問、母親が抱える様々な問題に対し、保育士が育児相談や指導・助言を行うとともに、子育て研修会の開催や各種の情報提供を通じ、仲間づくり等楽しみながらコミュニケーションを図ることができる開放された施設として、今後も拡充・整備を推進する。

②児童福祉の増進

児童の健全育成のため、地域の児童福祉施設を拠点として、利用者のニーズに応え、安全で安心して遊ぶことができる児童福祉施設の充実を図る。

③地域福祉の充実

社会福祉法に基づき、地域の課題に即した福祉の実現と住民参加による、町づくりを目指して、地域福祉計画を踏まえた事業の促進を図る。

地域社会入門講座、傾聴ボランティア講座や有償ボランティア講座の開催、ボランティアに関する知識の向上と地域福祉の人材発掘に努め、町内の各連絡協議会の連携とネットワークの構築を目指す。

また、町内小中学校と協力し、児童・生徒の人権教育をはじめ、各地域でのコミュニティの活性化を図りながら、子どもからお年寄りまで参加できる社会づくりを推進するとともに、公共施設等のバリアフリー化はもとより、ユニバーサルデザインの導入を図る。

④高齢者・障がい者福祉の充実

高齢者の心身の衰えに起因した行動範囲の縮小を防ぎ、生きがいを持ち続け日常生活を過ごすことができるよう、老人クラブ活動、ボランティア活動、生きがい活

動等への参加促進と支援の推進を図る。

生涯にわたり自分らしく生活するために、多くの経験や技術を持つ高齢者の生きがいづくりの場として、シルバー人材センターの活用を促進し、登録者の増加を図るとともに、地域の理解・協力を得て就業機会の拡大を図る。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になることを防ぐために、自立に向け取り組めるよう意識を高め、住民主体による高齢者サロンなどの介護予防活動を推進する。

また、要介護状態となっても、在宅生活の継続や重症化予防のため、在宅医療と介護福祉サービスが一体的に提供できるよう相互連携を図る。

障害者総合支援法等の理念を踏まえ、障がいのある人が地域で、安心して生活できるよう、その必要とする障害福祉サービス等の提供体制を確立する。そして、町障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図る。また、介護保険との調和も図りながら地域共生社会の実現に向け、障がいのある人の福祉を推進していく。

【数値目標】

合計特殊出生率

2.0（令和6年）

婚姻数

54組（計画期間平均）→70組（計画期間平均）

結婚推進事業による成婚数

13組（計画期間累計）→20組（計画期間累計）

不妊治療者の妊娠届出数

33件（平成27～30年度）→50件（計画期間累計）

介護予防事業実施会場数

60箇所（令和元年度）→68箇所（令和6年度）

認知症サポーター数

2,316人（令和元年度）→3,550人（令和6年度）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館	保育園給食調理事業(包括業務委託)	中能登町	
		園児バス運行管理事業(包括業務委託)	中能登町	
		結婚生活支援事業(町上乘分)	中能登町	
		保育園運営事業	中能登町	
		福祉医療費支給事業	中能登町	
		児童福祉事業	中能登町	
		感染症予防事業	中能登町	
		母子保健事業	中能登町	
		健康づくり推進事業	中能登町	
		保育施設環境整備事業	中能登町	
	3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター、その他	在宅複合施設ほのぼの長寿命化工事	中能登町	
		健康ハウス憩 長寿命化工事	中能登町	
		老人クラブ補助事業	中能登町	
		在宅高齢者福祉サービス事業	中能登町	
		敬老慰問事業	中能登町	
		健康ハウス憩管理運営事業	中能登町	
		老人福祉センター天平の里運営事業	中能登町	
		生きがいセンター管理運営事業	中能登町	
		老人福祉施設費	中能登町	
		介護施設管理運営事業	中能登町	
		地域敬老事業	中能登町	
		社会福祉施設整備改修事業	中能登町	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業	児童福祉事業	中能登町	
		福祉医療費支給事業	中能登町	
		敬老慰問事業	中能登町	
		地域敬老事業	中能登町	

(4) 公共施設等総管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施

設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施するものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①子育て支援施設(抜粋)

町内の子育て支援施設については、長寿命化を計画的に図るものとしませんが、少子化により利用者が少なく、施設の統廃合も視野に入れつつ、維持管理を適切に行い、施設利用の安全面の向上に努めます。

②保健・福祉施設(抜粋)

町内の保健・福祉施設は、計画的に長寿命化を図るものとしませんが、人口減少や年齢構造の変化を考慮して、施設の統廃合も視野に入れつつ、既存施設の維持補修を行い、効率的な施設の利活用を推進します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

①保健・医療の充実

急速に進展する高齢化や生活習慣の変化により、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が増加するなかで、健康寿命を伸ばし生涯にわたりいきいきとした生活を送ることを実現するために、ライフステージに応じた切れ目のない健康づくりを進めることが重要である。

本町でも、少子化や核家族化の進行等により、身近に相談相手や支援する人がおらず、育児に不安を抱える保護者が増えている。また、母親の心身の健康状態が子どもの発育・発達に影響を及ぼし、一方では、子どもの健康状態が母親の育児不安や子育てのストレスにつながりやすい傾向がある。こうしたことから、妊娠期から、出産、乳幼児期にわたり、母と子が心身ともに健やかな生活を送ることができるようきめ細やかな支援が必要である。

また、生活習慣病の発症者が年々増えており、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が死因の約60%を占めている。これからも、健康でいきいきと暮らすためには、生活習慣病の発症や重症化予防のための取り組みの強化が重要であり、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、町民主体となって健康づくりに取り組むことができるよう、支援していく必要がある。

さらに、複雑、多様化する社会で、ストレスが増大し、心の健康を崩す町民が増えている。このため、心の病気は誰でもかかる可能性があることを理解し、心の健康づくりや相談支援の充実を図る必要がある。

加えて、町民の健康でいきいきとした生活を支えるためには、いつでも安心して医療が受けられるよう医療体制の充実が不可欠である。

(2) その対策

少子化、核家族化の社会背景を受け、妊娠期から子育て期の母と子に対し、家庭訪問、各種教室・相談を通して切れ目のない支援を提供し、育児不安の解消に努める。また、妊産婦健診、乳幼児健診を行い、母と子の健康づくりを推進し、疾病の早期発見・早期治療に努める。

感染症の発生や、まん延を予防するために定期予防接種、行政措置予防接種、任意予防接種の費用助成を行い、住民の健康管理と公衆衛生の向上に努める。

生活習慣病の発症や重症化予防を図るために、健診体制の充実や保健指導、健康相談等を行い町民の健康管理を推進する。また、がん検診を実施し、受診促進と早期発見に努める。

心の健康について正しい情報を提供し、町民の理解を深める。また、悩みを抱える人に対し、地域ぐるみでの気づき・傾聴・見守りの輪が広がるよう、ゲートキーパーの育成を行うとともに、関係機関との連携を強化し、一人ひとりに応じた相談

支援体制の整備により、心の健康づくりを推進する。

子どもから高齢者まで、すべての町民にとって健全で充実した食習慣の形成、健康寿命の延伸につなげるための生活習慣病予防及び低栄養予防、食文化の継承のための食育を推進する。

町民主体で健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりの支援者である保健推進員や食生活改善推進員等の推進団体による、事業展開を促進し、その活動を支援する。

休日当番医制や小児休日当番医制の実施により休日の急病患者の医療を確保し、安心して医療を受けられる環境を整備する。

【数値目標】

高齢者等の情報環境への満足度

50%（令和6年度）

（３）計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	在宅当番医制、広域小児休日当番医事業	中能登町	
	その他	診療所開設等支援事業	中能登町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施するものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①保健・福祉施設(抜粋)

町内の保健・福祉施設は、計画的に長寿命化を図るものとしませんが、人口減少や年齢構造の変化を考慮して、施設の統廃合も視野に入れつつ、既存施設の維持補修を行い、効率的な施設の利活用を推進します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①教育内容の充実

本町では学校の再編整備を図り、平成 25 年度には中能登中学校、平成 27 年度には鹿島小学校が開校した。また、鹿西、鳥屋小学校の大規模改造工事を平成 28 年度に終え、施設整備はほぼ完了している。今後、「教育の町 中能登」を目指し、更なる教育環境の充実を図るための施策を講じて行く必要がある。

まず、保育園及び子ども園、小学校並びに中学校が一体となった教育環境の構築が必要であり、保育園及び子ども園との連携推進委員会を組織し、保育士等と小学校教員が連絡会を通して連携を図っているところであり、今後は、さらなる連携強化に努めて行かなければならない。

また、今後は I C T活用教育を実践するため、I C T環境整備計画を策定し、段階的に整備していくことが必要である。

②生涯学習の振興

本町では、心の豊かさや生活の質的向上を求めてあらゆる世代を通じて、全ての町民が意欲的に学び続けることができる社会をめざし、「いつでも、どこでも、だれでも」学習要求に応じた環境づくりが必要となっている。

このような中、公民館、図書館等社会教育施設を核とした社会教育活動を活発に展開し、地域の課題や現代的課題に対応した学習機会を提供するとともに、各種メディアを活用した広域的な学習情報、学習体制を整備・充実する必要がある。

③生涯スポーツの振興

本町では、競技スポーツだけでなく、生涯スポーツの普及により子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむ習慣が醸成されており、これまでのスポーツ施設の整備、学校施設の開放、体育協会等を中心とした普及活動の展開、各単位協会主催のスポーツ教室の拡充が図られている。

一方、体力・健康づくりへの町民ニーズは益々多様化し、レクリエーションスポーツ活動の一層の充実が求められている。

(2) その対策

①教育内容の充実

保育士等と小学校及び中学校教員との確かな連携を図るため、合同研修を実施するとともに小学校児童や保育園児との交流活動を通し、相互の教育内容について理解を深める。

平成 27 年度に策定した「わたしたちの中能登町資料編」を活用し、中能登町の歴史や伝統文化、産業について地域や学校と連携を図り、ふるさと学習を推進する。

また、夢プロジェクトふれあい部会で実施している「子どもふるさと検定」の事業を継続実施する。

道徳の教科化にむけ、中能登町スタイルである保護者と児童生徒が道徳の時間を共有することにより、道徳教育の充実を図る。また、児童生徒を対象とした人権教育講話や、人権教育副読本、人権教育資料などの教材を活用し、人権教育の充実を図る。

小学校の放課後スポーツの振興や中学校部活動の補助金の交付により、文武両道の振興に努める。また、スポーツ教室への加入促進に努める。

児童生徒の安全、安心な通学のために、通学路安全推進協議会が定期的に通学路を点検し、改善が求められた施設の改修に努める。

実践的防災教育支援事業を実施し、児童生徒の防災意識の高揚を図るとともに、各小中学校で実施する避難訓練等の拡充を図る。

特別支援教育支援員の適正配置と研修の充実を図る。また、年中児巡回相談事業を通して、対象幼児の実態を把握する。

教育委員の定期的な学校訪問を継続し、町PTA連合会や社会教育委員等と連携を図り、学校教育の振興に努める。

学校を核とした地域づくり推進のため、コミュニティスクール導入を視野に調査研究を重ねる。

夢プロジェクト事業は平成22年度からスタートし、平成29年度からは第Ⅲ期目となった。中能登町の学校教育のさらなる充実発展にむけ、学力向上部会等の6部会が様々な事業に取り組む。

各小学校6年生の中学校部活動体験や授業参観、鹿西高等学校教諭による中能登中学校への出前授業の実施など、各小学校及び中能登中学校並びに鹿西高等学校との事業について連携を図っていく。

②生涯学習の振興

文化芸術活動を通じた交流、発表の場として推進し、生涯学習の拠点として施設の充実を図りホール事業の集約を図る。

住民ニーズを把握し、学習機会の場を提供し、ふるさと学習の充実を図る。

各種団体の事例発表や講演を行い、町民への周知を行うと同時に、相互の学習機会を提供し、社会教育委員が主体となり、企画運営を図る。

各自治公民館の活動を基盤とした自治公民館活動の活性化を図り、活動を通じた、さらなる連帯感の醸成と地域のリーダー育成を図る。

公民館機能の集約を図る。

青少年の地域での社会参加を促すとともに、家庭や学校、地域との連携を密にし、犯罪のない地域社会を創る。

国際化に対応した事業推進の展開を図るとともに、次世代を担う児童生徒の国際的視野を身につけるための多文化共生を推進する。

生涯学習の拠点として、町民ニーズに配慮し、必要な図書や資料を収集し、町民

の読書意欲を喚起する事業の推進を図る。

読書グループ、図書館ボランティアの資質向上を目指し育成支援を図る。

家族での読書の推進を目指し「うちどく（家読）」の推進を図る。

学校図書館司書と連携、協力し学校図書館の活性化を図る。

乳幼児から絵本に慣れ親しんでもらうため、町内に生まれたすべての赤ちゃんを対象に絵本を手渡し、職員が読み聞かせ等を行うブックスタート事業を実施する。

図書館システムを更新することにより、利便性を高め、利用者の増加を図る。

③生涯スポーツの振興

スポーツ少年団、ジュニアスポーツクラブの活動を支援し、子どもたちの心身を育てる。

ジュニアスポーツクラブ指導者育成派遣を行い、指導者の資質向上を図る。

体育協会やスポーツ推進委員との連携を図り、地域スポーツの推進を図る。

スポーツ・レクリエーション祭の充実を図る。

県民スポーツ大会への参加競技の拡大を図る。

スポーツ施設の統合を図る。

生涯スポーツの活性化に向けた、地域のスポーツ環境整備の充実を図る。

生涯スポーツ・競技スポーツ・学校体育との連携を促進する。

住民のスポーツ活動に結びつくスポーツ情報を提供する。

体育協会と連携し、指導者の指導力向上及び、選手の育成に努める。

全国大会等に出場する選手の支援を行う。

【数値目標】

町内出身者の鹿西高校進学者数

30名（令和元年度）→50名（計画期間平均）

ICT 端末の整備

電子黒板：小学校39台、中学校19台（令和5年度）

図書館入館者数（改修後）

103,948人（令和元年度）→144,000人（令和6年度）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 校舎、屋内運 動場、水泳プ ール、給食施 設	鹿西小学校運動場階段設置工事	中能登町	
		小学校プール設備改修工事	中能登町	
		小学校体育館LED化工事	中能登町	
		中能登中学校体育館LED化工事	中能登町	
		学校給食センター機器整備工事	中能登町	
	(3) 集会施 設・体育施設 等 公民館、集会 施設、体育施 設、図書館、 その他	スポーツセンターろくせい アリーナ LED化更新工事	中能登町	
		スポーツセンターろくせい 雨漏り止 水工事	中能登町	
		スポーツセンターろくせい プールろ 過装置ろ材入替工事	中能登町	
		ラピア鹿島 防災設備改修事業	中能登町	
		ラピア鹿島 舞台設備等更新事業	中能登町	
		鹿島体育センター施設更新工事	中能登町	
	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 義務教育、高 等教育、その 他	医療的ケアのための看護師配置事業	中能登町	
		鹿西高等学校教育振興事業	中能登町	
		中学校生徒通学費補助事業	中能登町	
		公民館活動推進事業	中能登町	
		小中学校支援事業(包括業務委託)	中能登町	
		学校給食センター運営管理事業(包括 業務委託)	中能登町	
		スクールバス運行管理・学校給食配送 回収事業(包括業務委託)	中能登町	
		学校給食費助成事業	中能登町	
		小中学校入学祝金支給事業	中能登町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施するものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①社会教育系施設(抜粋)

社会教育系施設のうち、建築後 31 年～50 年経過した施設について、長寿命化を計画的に図りながら、改修・修繕・建替えを行うものとします。

その他の施設については、施設の定期点検及び日常点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。

②スポーツ・レクリエーション施設(抜粋)

町民の健康を増進する観点から、適正な受益者負担の下に機能を維持しつつ、他施設との統廃合等、民間活力の導入等により、効率的かつ効果的な管理運営やサービス拡充、更には費用抑制及び安全性の確保を目指します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は地域でのまちづくりを形成するコミュニティ組織であり、地域における美しく風格ある国土を形成するという位置づけにおいてもその維持は重要なものである。

基幹集落と周辺集落とを結ぶ交通網、基幹集落における教育文化施設、環境衛生施設等の整備、周辺集落における生活水準の向上を図るための地区集会施設、保育所、水道施設等の整備を進めてきた結果、各集落における生活環境は格段に向上した。

しかしながら、一部において、近隣地域との格差が存在しており、引き続き地域のニーズに応じた、施設の整備充実を図ることが必要である。さらに、基幹集落については、地域住民と都市住民の交流拠点としての役割を考慮し、文化・交流施設や交通網の整備を進めることとし、周辺集落については、下水処理施設、U I J ターン者や当該地域の若者向け住宅の整備等定住促進対策の推進を図ることが求められている。

(2) その対策

人口減少による地域活力の衰退を抑止するため、住宅確保等に対する支援や、空き家情報等の提供、町の遊休施設の跡地や遊休土地等を有効活用した優良な宅地を供給するなど、本町への移住定住施策を積極的に推進するとともに、空き家の利活用に関する支援や、定住促進助成金制度を活用した、定住人口の増加を図る。

また、集落の実態やニーズのきめ細やかな把握に加え、住民自らも集落課題に目を向け、対策や将来像を展望した話し合いの促進を図る。

特に山間部の高齢化が進んだ集落を対象に集落支援員を配置するとともに、草刈りや除雪などの作業を支援するボランティア活動を充実させ、集落が担っている公益的機能を広く町民が実感できるよう普及啓発を図り、集落外の人々がこれらの機能を維持する取り組みの実施や参加の機運を醸成する。

【数値目標】

空き家バンク成約件数（年間）

5 件（計画期間平均）→ 5 件（計画期間平均）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	自治振興事業（区長会）	中能登町	
		自治振興事業（地区）	中能登町	
		地区防犯灯維持管理事業	中能登町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施するものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①町民文化系施設(抜粋)

町民の交流及び学習の場を提供する観点から、適正な受益者負担の下で必要な機能を維持することを前提に、施設の統廃合及び集約によりコスト抑制と建物の安全性の確保を図ります。

集会施設については、事前の点検により改修の時期を見極めるとともに、地元への移管も含め検討します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産であり、郷土の歴史、文化、伝統を理解するうえで欠かせないものである。町内には115件の国・県・町指定文化財があり、町の新たな文化を創造するための基礎として、今後も保護・保存及び活用が重要な課題となっている。また、ふるさとへの愛着と誇りを育むため、各種文化財の周知や情報発信につとめ、町の歴史・文化を理解することが重要である。そのため、既存施設の充実や広報、ホームページを活用するほか、出前講座や学校の授業などにより、学びの機会を設けている。

本町では、国指定史跡である雨の宮古墳群や石動山など貴重な遺跡が多く残されており、今後も適切な保存・管理が必要である。しかし現状では、史跡整備後の経年劣化や展示手法の見直しが課題となっており、史跡の評価と保存管理計画及び活用方法の検討を幅広い意見によって策定する必要がある。

鹿西地区の街並みについては、有識者から高い評価を受けており、今後は、この町並み保存のために、重要伝統的建造物群保存地区の選定にむけ、有識者の意見をもとに、進める必要がある。

(2) その対策

文化財を町民の財産として将来にわたって継承していくため、各種文化財の調査研究を通じた適正な保護・保存を推進する。

指定文化財の管理充実（文化財パトロール、説明板の設置など）に努める。

史跡の保存と整備（調査報告書の刊行、保存管理計画の策定）に努める。

歴史的な町並みの保存（重要伝統的建造物群保存事業）に努める。

文化財に対する町民の理解を深め、ふるさと意識の醸成に努める。

文化財施設（雨の宮能登王墓の館、雨の宮古墳公園、雨の宮グリーン広場、石動山資料館、石動山歴史の広場、県営能登歴史公園石動山地区など）の適切な整備、維持管理、活用に努める。

文化財の各種普及啓発事業（出前講座、土曜授業、総合学習、古代体験講座、広報・ホームページの充実など）に努める。

【数値目標】

伝統文化継承事業（おにぎり発祥文化継承事業等）

5件（令和6年度）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等 地域文化振興施 設 その他	雨の宮古墳案内看板更新工 事	中能登町	
		雨の宮古墳公園階段更新工 事	中能登町	
		史跡雨の宮古墳群環境整備 事業	中能登町	
		雨の宮能登王墓の館空調設 備更新工事	中能登町	
		石動山施設改修事業	中能登町	
	(2) 過疎地域持 続的発展特別事 業 地域文化振興	町文化財維持管理	中能登町	
		伝統文化継承事業	中能登町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施するものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①町民文化系施設(抜粋)

町民の交流及び学習の場を提供する観点から、適正な受益者負担の下で必要な機能を維持することを前提に、施設の統廃合及び集約によりコスト抑制と建物の安全性の確保を図ります。

集会施設については、事前の点検により改修の時期を見極めるとともに、地元への移管も含め継続について検討します。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

環境問題における大きな課題のひとつに、地球規模の問題である地球温暖化が挙げられる。地球の温暖化は、二酸化炭素等の温室効果ガスにより引き起こされるもので、我々の通常の事業活動や日常生活から発生していることが大きな特徴である。

このため、この問題を解決するには、化石燃料に依存した大量生産・大量消費の社会経済構造から、省資源・省エネルギー等に循環を基本とした持続可能な社会へ転換していくことが求められている。

本町でも、公共施設をはじめ、民間事業所、一般家庭等への太陽光発電、風力発電、バイオマス発電などの新エネルギーの導入を推進していく必要がある。

(2) その対策

公共施設・民間事業所、一般家庭への導入を促進する。

町内の模範となるよう、行政において省エネルギーに取り組む。

民間事業所については、ISO14001 やエコアクション 21 等の認証システムの取得を推奨する。

一般家庭には、温室効果ガス削減のための家庭でできる取り組みの普及を図る。

公共施設における太陽光発電システムの導入や個人住宅における導入促進助成制度の普及を図る。

町内在住の石川県地球温暖化防止推進員と連携し、地球温暖化に関する情報提供を行うとともに、ごみ処理の現状、自然保護等環境に関する学習機会を提供する。

地区、団体が行う環境保全活動を推奨し、環境保全に取り組む。

【数値目標】

再生可能エネルギー利用施設数

3 件（令和 6 年度）

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の促進	(1) 再生可能エネ ルギー利用施 設	太陽光発電導入事業	中能登町	
		EV 車両導入事業		
		公共施設等省エネルギー化改修事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画において行う公共施設等の整備や維持・管理については、「中能登町公共施設等総合管理計画」の方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施するものとする。なお、公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下に示す。

①建築系公共施設全般(抜粋)

適正な受益者負担の下で必要な機能を維持することを前提に、施設の統廃合及び集約によりコスト抑制と建物の安全性の確保を図ります。

(再掲) 過疎地域持続的発展特別事業一覧表
事業計画事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進・人材育 成	(4) 過 疎 地 域 持続的発展特 別事業 移住・定住、地 域間交流、そ の他	姉妹町交流事業	中能登町	関係人口拡大を目的とし、一 過性でなく将来に及ぶもの。
		移住・定住促進事業	中能登町	移住定住の促進を図る事業 で、一過性でなく将来に及ぶ もの。
		国際交流事業	中能登町	関係人口拡大を目的とし、一 過性でなく将来に及ぶもの。
		空き家対策事業	中能登町	移住定住の促進を図る事業 で、一過性でなく将来に及ぶ もの。
		地域おこし協力隊事業	中能登町	移住定住の促進を図る事業 で、一過性でなく将来に及ぶ もの。
2 産業の振興	(10) 過 疎 地 域 持続的発展特 別事業	商工振興事業	中能登町	商工の振興を図るもので、一 過性でなく将来に及ぶもの。
		地場産業振興事業 (織物デザインセンター補助金)	中能登町	産業の振興を図るもので、一 過性でなく将来に及ぶもの。
		観光振興事業	中能登町	観光の振興を図るもので、一 過性でなく将来に及ぶもの。
		道の駅管理運営事業	中能登町	産業の振興を図るもので、一 過性でなく将来に及ぶもの。
		企業誘致事業	中能登町	産業の振興を図るもので、一 過性でなく将来に及ぶもの。
3 地域におけ る情報化	(2) 過 疎 地 域 持続的発展特 別事業 情報化、その 他	広報広聴事業	中能登町	地域の持続的発展の基礎とな るもので、一過性でなく将来 に及ぶもの。
		ケーブルテレビ事業	中能登町	情報発信及び意見提案の収 集を図るもので、一過性でなく 将来に及ぶもの。
4 交通施設 の整備・交通 手段の確保	(9) 過 疎 地 域 持続的発展特 別事業	小型除雪機購入補助金	中能登町	地域の持続的発展の基礎とな るもので、一過性でなく将来 に及ぶもの。

	公共交通、交通施設維持、その他	駅管理事業	中能登町	持続可能な公共交通を維持するためのもので、一過性でなく将来に及ぶもの。
		公共交通事業	中能登町	持続可能な公共交通を維持するためのもので、一過性でなく将来に及ぶもの。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活、危険施設撤去、その他	チャイルドシート購入費補助事業	中能登町	交通事故のない安全安心な地域づくりのため、一過性でなく将来に及ぶもの。
		危険ブロック塀撤去補助事業	中能登町	安全安心な地域づくりのため、一過性でなく将来に及ぶもの。
		小田中川河川改修 L=40m	中能登町	持続可能な公共交通を維持するためのもので、一過性でなく将来に及ぶもの。
		公園遊具整備事業	中能登町	地域の持続的発展の基礎となるもので、一過性でなく将来に及ぶもの。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉事業	中能登町	子育て支援の推進を図るものであり、一過性でなく将来に及ぶもの。
		福祉医療費支給事業	中能登町	福祉サービス向上を図るものであり、一過性でなく将来に及ぶもの。
		敬老慰問事業	中能登町	高齢者への支援を推進するもので、一過性でなく将来に及ぶもの。
		地域敬老事業	中能登町	高齢者への支援を推進するもので、一過性でなく将来に及ぶもの。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	在宅当番医制、広域小児休日当番医事業	中能登町	医療機関を維持していくためのものであり、一過性でなく将来に及ぶもの。
		診療所開設等支援事業	中能登町	医療機関等を維持していくものであり、一過性でなく将来に及ぶもの。

8 教育の振興	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業 義務教育、高 等学校、その 他	鹿西小学校運動場階段設置工事	中能登町	教育環境の充実を図るもので あり、一過性でなく将来に及 ぶもの。
		医療的ケアのための看護師配置事業	中能登町	教育環境の充実を図るもので あり、一過性でなく将来に及 ぶもの。
		鹿西高等学校教育振興事業	中能登町	教育環境の充実を図るもので あり、一過性でなく将来に及 ぶもの。
		中学校生徒通学費補助事業	中能登町	教育環境の充実を図るもので あり、一過性でなく将来に及 ぶもの。
		公民館活動推進事業	中能登町	まちづくり活動を支援するもの で、一過性でなく将来に及ぶ もの。
		小中学校支援事業(包括業務委託)	中能登町	教育環境の充実を図るもので あり、一過性でなく将来に及 ぶもの。
		学校給食センター運営管理事業(包 括業務委託)	中能登町	教育環境の充実を図るもので あり、一過性でなく将来に及 ぶもの。
		スクールバス運行管理・学校給食配 送回収事業(包括業務委託)	中能登町	教育環境の充実を図るもので あり、一過性でなく将来に及 ぶもの。
		学校給食費助成事業	中能登町	教育環境の充実を図るもので あり、一過性でなく将来に及 ぶもの。
		小中学校入学祝金支給事業	中能登町	教育環境の充実を図るもので あり、一過性でなく将来に及 ぶもの。
9 集落の整備	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 集落整備	自治振興事業(区長会)	中能登町	まちづくり活動を支援するもの で、一過性でなく将来に及ぶ もの。
		自治振興事業(地区)	中能登町	まちづくり活動を支援するもの で、一過性でなく将来に及ぶ もの。
		地区防犯灯維持管理事業	中能登町	まちづくり活動を支援するもの で、一過性でなく将来に及ぶ もの。

10 地域文化 の振興等	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 地域文化振興	町文化財維持管理	中能登町	伝統文化の継承を図るもの で、一過性でなく将来に及ぶ もの。
		伝統文化継承事業	中能登町	伝統文化の継承を図るもの で、一過性でなく将来に及ぶ もの。